

厚木市公共施設最適化検討委員会委嘱式及び第1回委員会 次第

日時 令和8年1月29日(木)
午前10時30分から
場所 本庁舎3階特別会議室

【委嘱式】

1 委嘱状の交付

2 あいさつ

【第1回厚木市公共施設最適化検討委員会】

1 開会

2 案件

(1) 厚木市公共施設最適化検討委員会委員長及び職務代理の選出について

3頁から8頁まで

(2) 厚木市公共施設最適化検討委員会の会議等の公開について

9頁から12頁まで

(3) 厚木市公共施設最適化検討委員会について

13頁から16頁まで

(4) 厚木市公共施設最適化基本計画等の概要

17頁から66頁まで

(5) これまでの取組と振り返り

67頁から77頁まで

3 閉会

案件(1)

厚木市公共施設最適化検討委員会
委員長及び職務代理の選出について

厚木市公共施設最適化検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市公共施設最適化検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学識経験者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、公共施設の総合調整主管課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に委員会に相当する合議体（以下「従前の合議体」とい

う。) の委員である者は、この規則の施行の日に、第2条の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 第4条の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に従前の合議体の委員長である者又はその職務を代理する委員である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、同条の規定により委員会の委員長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

厚木市公共施設最適化検討委員会 委員名簿

(令和8年1月29日～令和10年1月28日まで)

(選出母体ごとで氏名50音順)

No.	氏名	選任区分 (所属又は選出母体)
1	荒井 征次 あらい せいじ	学識経験者 (公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会県央支部)
2	関口 智史 せきぐち さとし	学識経験者 (株式会社浜銀総合研究所)
3	山本 康友 やまもと やすとも	学識経験者 (大阪公立大学)
4	内田 雄一 うちだ ゆういち	関係団体の代表 (厚木市自治会連絡協議会)
5	小野寺 信郎 おのでら のぶお	関係団体の代表 (厚木市立児童館運営連絡協議会)
6	古澤 秀一 こさわ ひでいち	関係団体の代表 (厚木市立船子老人憩の家管理委員会)
7	高橋 正一 たかはし まさいち	関係団体の代表 (厚木市立公民館地区館長等連絡会)
8	田口 明生 たぐち あきお	関係団体の代表 (厚木市立小・中学校長会)
9	小池 桂子 こいけ けいこ	公募による市民
10	高部 光章 たかべ みつあき	公募による市民

案件(2)

厚木市公共施設最適化検討委員会の
会議等の公開について

厚木市公共施設最適化検討委員会の会議等の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市公共施設最適化検討委員会(以下「委員会」という。)の会議等を公開することによって、その審議状況を市民に明らかにし、市民参加による市政の推進に寄与することを目的とする。

(会議の公開の基準)

第2条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、厚木市自治基本条例(平成22年厚木市条例第25号)第31条第3項及び厚木市情報公開条例(平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。)第26条の規定により、公開するものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、条例第7条の各号の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

2 前項の規定により非公開とする場合は、委員会の委員長(以下「委員長」という。)が委員会に諮って決定する。

(公開の方法等)

第3条 委員会の会議の公開の方法等は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の会議のうち、公開で行う会議については、会議会場(以下「会場」という。)に傍聴席を設け、公開を行うものとする。
 - (2) 傍聴人の定員は、5人以内とする。
 - (3) 傍聴の申込みは当日の受付とし、申込者数が定員を超えた場合は、抽選で決定するものとする。
- 2 委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

(公開の周知)

第4条 委員会の会議を公開する場合は、会議の開催日時、場所、議題、傍聴人の定員等を市政情報コーナーに掲示するとともに、厚木市ホームページ等により広く市民への周知に努めるものとする。

2 当該会議の公開の周知は、開催日のおおむね2週間前に行うものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第5条 会議に提出した資料のうち、会議次第については、傍聴者に配布するものとする。その他の資料については、委員長があらかじめ認めた場合は、会議

入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

(遵守事項)

第6条 傍聴者の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 委員長の許可なく会議の模様を撮影又は録音しないこと。
- (2) 委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
- (3) その他会議の秩序を乱したり、妨げになるような行為をしないこと。

(会議録の公開)

第7条 委員長は、委員会の会議の概要を要点筆記した会議録を会議終了後速やかに作成し、市政情報コーナーに備え置き、閲覧に供するとともに、厚木市ホームページ等を利用した情報提供に努めなければならない。

2 市政情報コーナーに備え置く会議録には、会議資料を添付しなければならない。

ただし、個人情報に該当する等公開になじまない箇所がある場合は、所要の措置を講じなければならない。

3 会議録等の公開期間は、当該公開の日から1年間とする。

(庶務)

第8条 委員会の公開に関する庶務は、委員会の庶務担当課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議等の公開に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月26日から施行する。

案件(3)

厚木市公共施設最適化検討委員会
について

厚木市公共施設最適化検討委員会について

1 公共施設の最適化について

厚木市の行政サービスを支える公共施設や土木インフラについては、人口の増加した昭和50年代を中心に整備され、今後一斉に施設の更新時期を迎えることから、膨大な維持更新費が見込まれるなど、本市の公共施設等を取り巻く環境は一層深刻な状況となることが予測されます。

平成27年3月に策定した公共施設最適化基本計画に基づき、今後の人口減少社会や少子高齢化の一層の進展を見据え、持続可能な行財政運営及び良質な市民サービスを次代へと引き継ぐため、公共施設を市民共有の財産として捉え、公共施設のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置のために取り組む事業を「最適化」といいます。

＜計画の策定・改定等の経過＞

- ・厚木市公共施設最適化基本計画 策定（平成27年3月）
- ・厚木市公共施設最適化基本計画 改定（令和4年2月）
- ・厚木市公共施設個別施設計画 策定（令和4年2月）
- ・厚木市公共施設最適化基本計画 改定予定（令和9年3月）
- ・厚木市公共施設個別施設計画 改定予定（令和9年3月）

2 厚木市公共施設最適化検討委員会について

厚木市公共施設最適化検討委員会は、市の附属機関として、公共施設の適正な配置について、調査審議し、その結果の報告を行うために設置されている委員会です。

任 期	令和8年1月29日（委嘱日）から 令和10年1月28日まで（市条例に基づき2年間）
委 員 数	11人以内（今期については10人）
委員構成	(1)公募市民 (2)関係団体の代表 (3)学識経験者

3 今期の主な審議事項

- (1) 改定版の計画内容の審議
 - ア これまでの取組と振り返り
 - イ 各施設の今後の在り方の方向性
 - ウ 短期的取組（モデル事業等）
- (2) 公共施設個別施設計画に位置付けている各事業の進行管理

4 委員会の目標

公共施設最適化検討委員会では、市長の諮問に対し、令和8年度に委員の皆様の意見を答申書として御提出いただき、令和8年度末に策定する改定版の計画に反映することを目標とします。

なお、今期については、令和7年度中に2回、令和8年度中に4回程度の開催を予定しています。

5 その他

会議については、基本的には対面による参加をお願いしていますが、難しい場合は、オンラインでの参加も認めています。お気軽に御相談ください。

案件(4)

厚木市公共施設最適化基本計画等の
概要

厚木市公共施設最適化基本計画改定方針

1 計画改定の趣旨

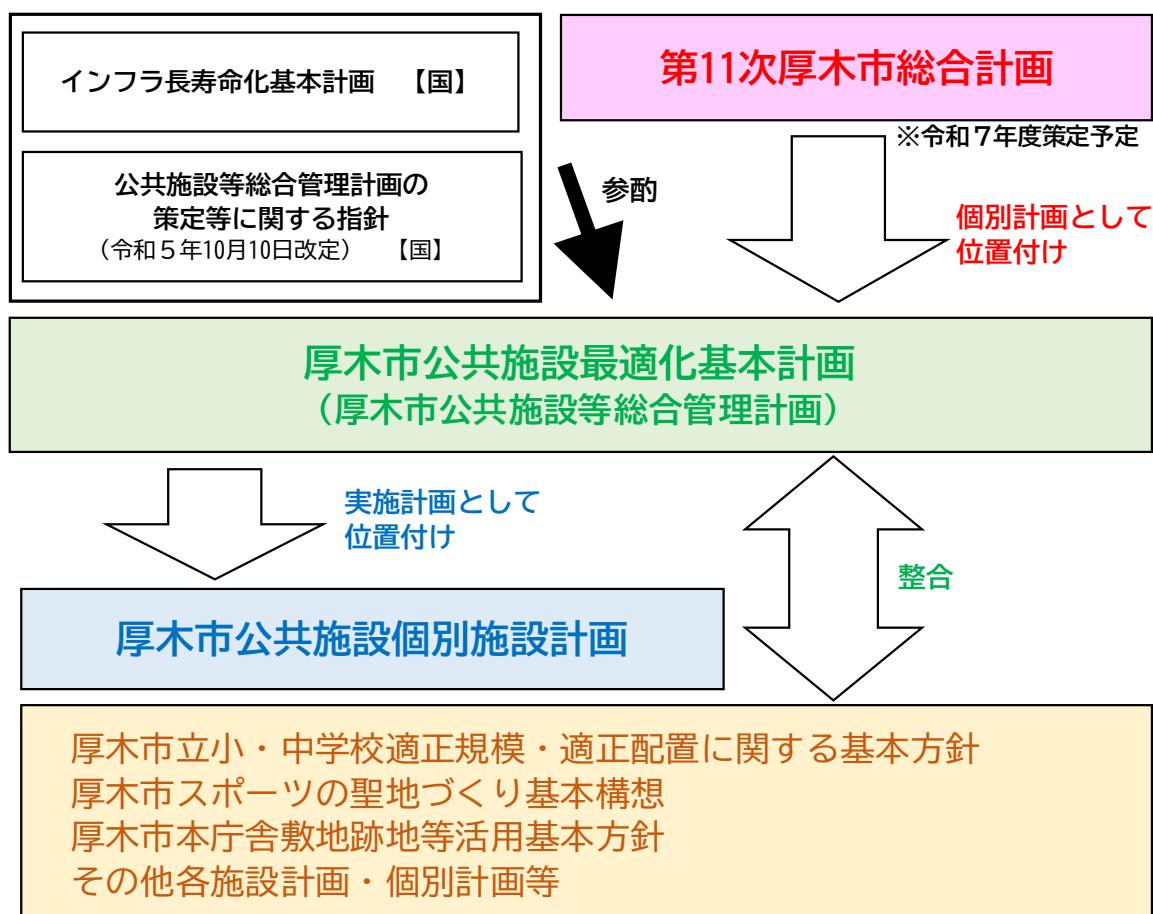
本市では、公共施設のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を目的として、「厚木市公共施設最適化基本計画（以下、基本計画という。）」を、平成27年3月に策定しました。基本計画策定からは10年が経ち、10年に1度の計画見直しの時期を迎えるとともに、公共施設等を取り巻く環境にも様々な変化がみられました。これらを踏まえ、基本計画策定当初の考え方をより強固なものとするため、基本計画の改定を行います。

また、「厚木市公共施設個別施設計画」についても、基本計画と併せて改定を行います。

なお、改定に当たっては、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（総務省・令和5年10月10日改定）」の記載内容を踏まえつつ、第11次厚木市総合計画（令和7年度策定予定）で示される新たなまちづくりとの整合を図ります。

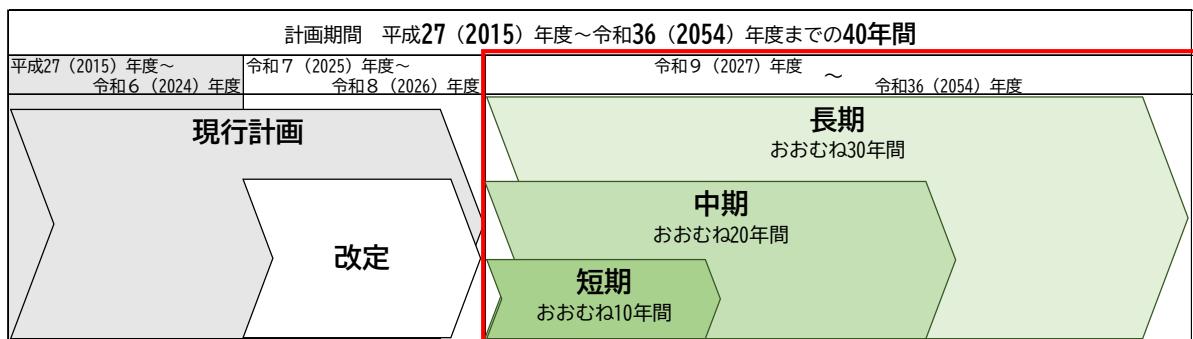
2 計画の位置付け

基本計画については、公共施設等の最上位計画であることを踏まえ、次のとおり位置付けます。



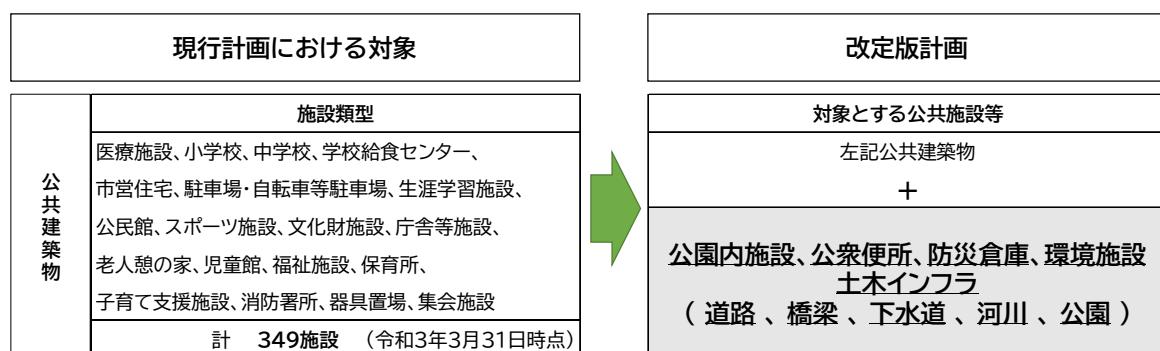
3 計画の期間

計画期間の40年間のうち、残りの30年間について、「短期」「中期」「長期」の3つに区分けし、取組を位置付けます。



4 計画に新たに位置付ける公共施設等

現行計画において対象外となっている施設等（公園内施設等の公共建築物及び土木インフラ）を、新たに位置付けます。



5 改定の基本的な視点

次の基本的な視点を踏まえて、計画改定を行います。

(1) 現行計画の成果及び課題の振り返り

これまでの取組を振り返り、成果と課題を再認識し、評価することで、これからの改定に向けた論点を整理します。

- 公共施設最適化の目標に対する取組の進捗・達成状況
- 短期再編プログラムの対象事業の進捗・達成状況など

(2) 今後のまちづくりや人口動向を踏まえた検討

現下の社会経済情勢だけでなく、本市が掲げる今後のまちづくりや人口動向を踏まえた形で、計画の見直しを行います。

- 少子高齢化・人口減少の見通しや地域ごとの人口変動の把握
- 建設コストの高騰や施設の経年劣化など、公共施設を取り巻く環境の変化
- 財政見通しの確認及び財政シミュレーションの実施

(3) 公共施設の総合的な管理の推進

公共施設最適化を実現するために、基本計画の目標設定を再定義するほか、多様な取組の位置付けなど、公共施設の総合的な管理の考え方を明らかにします。

- 新たなニーズや公共施設マネジメントとは異なる視点からのニーズへの対応
- 定量的及び定性的な持続可能な目標設定を検討
イニシャルコストだけでなく、ランニングコストも重視した考え方の整理
- 公共施設を建物で捉えるのではなく、提供している機能での検証

(4) 公共施設最適化を強固なものにするための新たな取組

現行計画の振り返りなどを踏まえて、これまで培ってきた公共施設最適化の取組をより強固なものにするための新たな取組を位置付けます。

- 公共施設最適化の効果や成果を実感できるよう、新たにモデル事業を設定
- 施設の経過年数を踏まえた適切な目標耐用年数の設定
- 民間活力を一層活用し、市の様々な取組に民間事業者のアイデアを求める方策
- 公共施設カルテの充実や施設評価により、公共施設の状況を把握できるよう、市民の理解を得て最適化を進められる仕組みづくり

6 検討体制

計画改定に向け、次の体制で検討を行います。

(1) 既存の検討体制

次の既存の検討体制においては、引き続き検討を行います。

名称	内容	委員構成
厚木市公共施設最適化検討委員会	本市の公共施設の在り方や適正配置等を審議・検討します。	関係団体の代表 学識経験者 公募市民
厚木市行政改革推進本部	本市が所有する公共施設について、最適化に関する取組の検討を行い、推進します。	部長級
厚木市公共施設最適化推進プロジェクトチーム		主に施設所管課長

(2) 新規で設置する検討体制

改定に当たり、モデル事業又はモデル地区になりうる施設や、新たに位置付ける土木インフラについては、検討体制を新規で設置します。

名称	内容	委員構成
地域対応施設再編検討チーム	地域の核となる施設である、小・中学校や公民館を始め、地域コミュニティを促進する児童館、老人憩の家の機能再編を検討します。	主に施設所管課長
中心市街地の公共施設再編検討チーム	複合施設あつめきや多目的アリーナを始めとする計画施設の整備に併せて、本厚木駅周辺の中心市街地にある公共施設（保健福祉センター、市民交流プラザ等）の機能再編を検討します。	主に施設所管課長
インフラメンテナンス検討チーム	土木インフラ（道路、下水道等）の計画的な維持管理・更新を行うため、管理に関する基本的な考え方を検討します。	主に施設所管課長

※委員構成は今後調整します。

7 計画改定のスケジュール

	令和7年度	令和8年度	計画の改定・公表 パブリックコメント	
検討体制	厚木市行政改革推進本部	地域対応施設再編検討チーム 中心市街地の公共施設再編検討チーム インフラメンテナンス検討チーム		
	厚木市公共施設最適化推進プロジェクトチーム			
	地域対応施設再編検討チーム			
	中心市街地の公共施設再編検討チーム			
	インフラメンテナンス検討チーム			
市民参加手続	附属機関 (厚木市公共施設最適化検討委員会)	質問 答申	パブリックコメント	
		意見交換会		
検討内容	現計画の振り返り	モデル事業検討	パブリックコメント	
		各施設(機能)の今後の方向性の検討		
	財政見通し及び目標設定	公共施設カルテの改定		

厚木市公共施設最適化基本計画 改定概要

1 改定の趣旨

本市では、公共施設等のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を行うことを目的に、平成 27（2015）年に「公共施設最適化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。また、現在は、基本計画に定める施設について、今後の具体的な対応方針を定める「公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）」の令和 3（2021）年度中の策定に向け、検討を進めています。

個別施設計画の策定に当たり、上位計画である基本計画への位置付けや現行の内容修正が必要な項目があるほか、基本計画策定以降の国の取組を踏まえ、基本計画の改定を行うものです。

2 国の取組

（1）「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂

（平成 30（2018）年 2 月 27 日付け総財務第 28 号自治財政局財務調査課長通知）

→平成 26（2014）年 4 月に国が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」について、地方公共団体において策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し充実させていくため、改訂を行い、総合管理計画に記載すべき事項として、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」等を追加しました。

（2）令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項

（令和 3（2021）年 1 月 26 日付け総財務第 6 号自治財政局財務調査課長通知）

→多くの地方公共団体で既に策定済みとなっている総合管理計画について、令和 3（2021）年度中に個別施設計画の内容を反映した見直しを行うことが重要である旨を地方公共団体へ周知しました。

3 主な改定項目

（1）新たに基本計画に位置付ける項目	（2）基本計画の内容を修正する項目
ア これまでの取組による効果	ア 公共建築物の最適化に関する目標
イ 目標耐用年数の設定	イ 取組ごとの目標額
ウ 更新時期の設定	ウ 各施設の維持管理費/利用者数
エ 防災・減災機能の強化に向けた実施方針	エ 各類型の課題/今後の方向性
オ カーボンニュートラルの実現に向けた実施方針	オ 公共施設最適化実現への短期的取組
カ ユニバーサルデザインの実施方針	カ フォローアップの実施体制

4 改定の内容

(1) 新たに基本計画に位置付ける項目

ア これまでの取組による効果（基本計画P27）

平成27（2015）年度から現在までの期間における複合化、集約化等の取組の効果を明確にするため、次のとおり位置付けます。

公共建築物に関する不足財源解消のための取組のうち、これまで行ってきた施設の複合化・集約化や民間活力の導入などの取組の効果を次に示します。

保健センターと総合福祉センターの複合化や、もみじ保育所・厚木保育所の民営化、郷土資料館・郷土資料収蔵庫・荻野埋蔵文化財展示・収蔵室の集約化などを実施した結果、これらの施設の床面積の合計6,242.14m²を削減し、また、これらの施設を耐用年数まで利用した場合の更新費用、約22億円を削減することができました。

表：これまでの取組による効果

No.	施設名	実施年度	床面積	効果額（更新費用（除却含む。））
1	保健センター (総合福祉センターと複合化)	平成29 (2017) 年度	3111.71 m ²	10億8,909万円
2	老人福祉センター寿荘 (厚木シティプラザ内へ移転)	平成27 (2015) 年度	872.55 m ²	3億539万円
3	もみじ保育所 (民営化)	平成27 (2015) 年度	739.43 m ²	2億5,880万円
4	厚木保育所 (民営化)	平成30 (2018) 年度	940.87 m ²	3億2,930万円
5	荻野埋蔵文化財展示・収蔵室 (あつき郷土博物館として集約化・移転整備)	令和元 (2019) 年度	577.58 m ²	2億215万円
合計			6,242.14 m ²	21億8,473万円

イ 目標耐用年数の設定（基本計画P 28 ページ）

本市の公共建築物の目標耐用年数については、平成 23（2011）年 10 月に策定した「公共建築物の長期維持管理計画基本方針」において、構造躯体の寿命を建築物の寿命とし、構造を問わず原則として 60 年としていますが、昭和 47（1972）年以降に建築された鉄筋コンクリート造（RC 造）及び重量鉄骨の鉄骨造（S 造）の建築物については、長寿命化改修の実施を条件に、建物全体の望ましい目標耐用年数の範囲の最長である 80 年にすることで、既存施設の有効活用と集中する更新時期の平準化につなげるため、目標耐用年数を見直しました。

また、耐火構造の市営住宅については、公営住宅法施行令において、耐用年限が 70 年と規定されていることから、目標耐用年数を見直しました。

こうした見直しに基づき設定する目標耐用年数について、本計画に次のとおり位置付けます。

※ 鉄筋コンクリート造（RC 造）及び重量鉄骨の鉄骨造（S 造）の目標耐用年数を 80 年とする根拠

日本建築学会が示す「建築物の耐久計画に関する考え方」において、普通品質で建築された鉄筋コンクリート造（RC 造）及び重量鉄骨の鉄骨造（S 造）の建物全体の望ましい目標耐用年数の範囲は、50 年から 80 年とされています。また、「建築工事標準仕様書（JASS5・鉄筋コンクリート工事）」において、標準品質で建築された鉄筋コンクリート造（RC 造）の建築物は、構造体の総合耐久性として、大規模補修不要予定期間は 65 年、供用限界期間は 100 年とされています。

本市の公共建築物は、日本建築学会が示す普通又は標準品質以上で設計していることから、長寿命化改修の実施を条件に、建物全体の望ましい目標耐用年数の範囲の最長である 80 年とするものです。

日本建築学会が示す「建築物の耐久計画に関する考え方」において、普通品質で建築された鉄筋コンクリート造（RC造）及び重量鉄骨の鉄骨造（S造）の建物全体の望ましい目標耐用年数の範囲は、50年から80年とされています。また、「建築工事標準仕様書（JASS5・鉄筋コンクリート工事）」において、標準品質で建築された鉄筋コンクリート造（RC造）の建築物は、構造体の総合耐久性として、大規模補修不要予定期間は65年、供用限界期間は100年とされています。

こうしたことを踏まえ、本市の公共建築物の目標耐用年数については、構造を問わず原則として60年としていました。

しかし、本市の公共建築物は、昭和50年代から平成初期にかけて集中的に整備していることから、築60年で更新を行った場合、令和18（2036）年度から更新時期が集中します。

そこで、昭和47（1972）年以降に建築された鉄筋コンクリート造（RC造）及び重量鉄骨の鉄骨造（S造）の建築物については、普通（標準）品質以上で設計していることから、長寿命化改修の実施を条件に、建物全体の望ましい目標耐用年数の範囲の最長である80年について、既存施設の有効活用と集中する更新時期の平準化を図ることとします。

また、耐火構造の市営住宅については、公営住宅法施行令において耐用年限が70年と規定されています。

のことから、構造種別に応じた目標耐用年数を次のとおり設定します。

表：構造種別に応じた目標耐用年数の設定

構造種別	基準	目標耐用年数設定の理由	目標耐用年数
鉄筋コンクリート造（RC造）	昭和46（1971）年以前に建築された建築物	昭和46（1971）年の建築基準法改正前のRC造は、経済性等の観点から総合的に判断し、長寿命化に適さないため	60年
	昭和47（1972）年以降に建築された建築物 ※躯体の詳細調査及びその結果を踏まえた長寿命化改修の実施を条件する。	国県が目標耐用年数の根拠としている日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」において、普通品質の鉄筋コンクリート造は適切な改修により、目標とする使用年数の範囲を最大80年までとしているため	80年
	昭和47（1972）年以降に建築された建築物で、長寿命化の判断基準であるコンクリートの圧縮強度 [※] が13.5N/mm ² 未満の建築物	文部科学省策定「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」で、おおむね13.5N/mm ² 未満のいわゆる低強度コンクリート建築物については、長寿命化に適さないとされているため	60年
鉄骨造（S造）	重量鉄骨の建築物 ※計画的な12条点検及びその結果を踏まえた長寿命化改修の実施を条件とする。	国県が目標耐用年数の根拠としている日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」において、普通品質の重量鉄骨は適切な改修により、目標とする使用年数の範囲を最大80年までとしているため	80年
	軽量鉄骨の建築物	—	60年
木造（W造）	—	—	60年

表：関連法令に応じた目標耐用年数の設定

関連法令	基準	目標耐用年数設定の理由	目標耐用年数
公営住宅法施行令	市営住宅（耐火構造の建築物）	公営住宅法施行令第13条で定める公営住宅の耐用年限は、耐火構造の住宅で70年とされているため	70年

ウ　更新時期の設定（基本計画 P 29）

本市の公共建築物の更新時期については、これまで基本計画への位置付けはありませんでしたが、計画的な更新を推進するためには、更新時期の設定が必要であることから、更新時期の設定についての考え方を次のとおり位置付けます。

公共建築物の更新時期については、原則、目標耐用年数を更新時期とします。

ただし、施設ごとに実施する老朽化状況の評価結果を始め、施設の立地環境（借地、交通環境等）や施設の機能面での課題点などを踏まえ、施設の実情に即した更新時期を設定します。また、施設の適正配置を進める中では、目標耐用年数よりも早い段階で施設の更新時期を設定する場合があります。

エ　防災・減災機能の強化に向けた実施方針（基本計画 P 29）

昨今における激甚災害の発生リスクの高まりに伴い、公共建築物における防災・減災機能の強化に向けた考え方を次のとおり位置付けます。

本市に甚大な被害をもたらす可能性のある地震や河川の氾濫などにより、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に立地する公共施設が被災するリスクは高まっています。このことから、施設の特性に応じた必要な対策に取り組むほか、防災・減災機能の強化に向けて、「厚木市地域防災計画」及び「厚木市国土強靭化地域計画」に従った事業の実施を進めます。

オ　カーボンニュートラルの実現に向けた実施方針（基本計画 P 29）

地球温暖化問題に関する国内外の動向を踏まえ、地球温暖化防止の推進を図るために、公共建築物における二酸化炭素排出量の削減に向けた考え方を次のとおり位置付けます。

本市では、令和3年2月22日にゼロカーボンシティを表明し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた取組を進めています。そのため、公共建築物の省エネ化は急務であり、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入のほか、設備更新時に他施設と一緒に実施し、スケールメリットを生かしながら省エネ化のスピードアップを図る事業手法を採用するなど、「厚木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に従った事業の実施を進めます。

カ ユニバーサルデザインの実施方針（基本計画P30）

国の要請に基づき公共建築物におけるユニバーサルデザインの推進に対する考え方を次のとおり位置付けます。

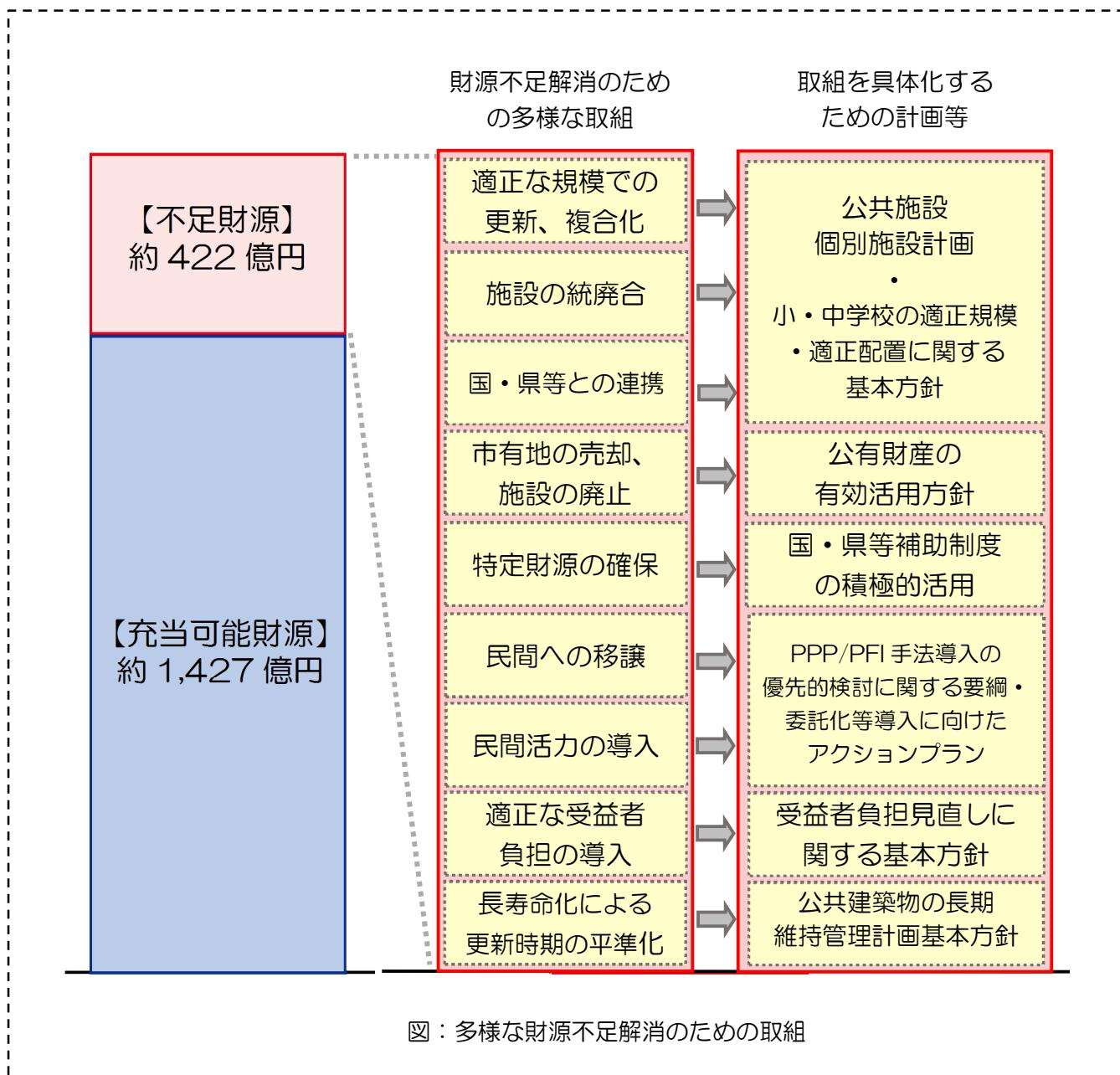
○ユニバーサルデザインの実施方針

公共建築物の適正配置や長寿命化改修の実施に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、年齢や性別、障害の有無、国籍などの違いにかかわらず、誰もが使いやすい施設として、ユニバーサルデザインの考え方方に配慮します。また、公共建築物のユニバーサルデザイン化を推進するに当たっては、「ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29（2017年2月決定）」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、全ての人が利用しやすい施設づくりを進めます。

(2) 基本計画の内容を修正する項目

ア 公共建築物の最適化に関する目標（基本計画 P21）

本計画に位置付ける公共建築物の最適化に関する目標約 422 億円（年間約 10.5 億円）の財源不足解消のための多様な取組の一つとして、長寿命化による更新時期の平準化を位置付けるとともに、各取組を具体化するための計画等を示すため、次のとおり修正します。



イ 取組ごとの目標額（基本計画P26）

本計画に位置付ける公共建築物の最適化に関する目標約422億円（年間約10.5億円）の財源不足解消のための多様な取組の一つとして、長寿命化による更新時期の平準化を位置付けることに伴い、各取組ごとの目標額を示すため、次のとおり修正します。



ウ 各施設の維持管理費／利用者数の時点修正（基本計画 P42～P122）

本計画に位置付ける施設ごとの維持管理費、利用者数について、直近の令和元年度実績を基準に時点修正します。

表：○○施設の利用者数

年度	○○（施設名）	○○（施設名）
平成 30（2018）年度		
令和元（2019）年度		

表：○○施設の維持管理費等

No	名称	維持管理費 (千円)	市民 1 人当たり コスト (円)	利用者 1 人当たり コスト (円)
1	○○（施設名）			
2	○○（施設名）			
合計				
平均				

工 施設類型ごとの課題／今後の方向性（基本計画 P44 から P122 ページまで）

本計画に位置付ける施設類型ごとの課題及び今後の方向性について、改めて整理し、修正します。

本概要では、施設類型ごとの課題及び今後の方向性を抜粋してお示しします。

具体的な記載内容については、P10 から P22 までのとおりです。

1 医療施設

課題	<p>厚木市、愛川町、清川村のエリアには3次医療を担う医療機関や、救急救命センター、周産期母子医療センターなどの地域の拠点病院はありません。</p> <p>また、エリア内には14病院があり、厚木市立病院を含めた7つの救急告示病院（救急指定病院）で地域の救急医療を担っていることから、機能を確保する必要があります。</p> <p>メジカルセンター及び厚木市立病院は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域に立地しています。</p>
今後の方向性	<p>医療施設であるメジカルセンター及び厚木市立病院は、市民生活に不可欠な医療を担う中核的な施設です。そのため、メジカルセンターは、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>厚木市立病院は、平成29（2017）年度に病院の建て替えが完了しました。今後は災害拠点病院としての機能を確保するために、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。また、近年の台風や集中豪雨などの被害を踏まえ、厚木市立病院の浸水対策を講じます。</p>

2 小・中学校

課題	<p>市内の小・中学校は、昭和 50 年代に建てられた校舎が多く、築 30 年を経過する小学校が 21 校、中学校が 13 校あり、36 校のうち、9 割以上に当たる 34 校が築 30 年を超えており、外壁や屋上、設備の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。また、令和 3 (2021) 年度から令和 14 (2032) 年度までの 12 年間で、目標耐用年数を 60 年とする校舎等の更新時期を迎えます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた予防保全型の維持管理や計画的な施設整備が必要です。</p> <p>また、児童・生徒数は減少傾向であることから、今後の児童・生徒数の動向を見極めた上で、学校の統廃合や他の公共施設との複合化などの検討を行い、市が保有する公共建築物の総量を抑制していく必要があります。</p> <p>一方、市中心部の小・中学校では、集合住宅の建設等に伴い児童・生徒数が増加傾向にあることから、教室の確保など適切な対応が必要です。</p>
今後の方向性	<p>小・中学校は、義務教育の場としての機能のほか、災害時における避難所や地域コミュニティの形成などに向けた機能を有するなど、まちづくりにおいて重要な役割を担う施設です。こうしたことから、小・中学校は、児童館や老人憩の家等の他の公共施設の機能を受け入れる「地域の核となる施設」として位置付け、他の公共施設との複合化等を検討します。</p> <p>また、校舎等の建て替えに当たっては、児童・生徒数の状況を踏まえた適正規模による整備を行うとともに、小中一体型の施設整備についても検討を行います。</p> <p>維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>なお、小・中学校については、「小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、今後の児童・生徒数の動向を踏まえた適正規模・適正配置の方策を検討します。</p> <p>※ 小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針…学校規模の適正化により、小・中学校における教育の公平性の確保や教育水準の維持向上を図るための考え方や方策を定めた方針。方針では、「通学区域の変更」、「学校の統廃合」、「通学区域制度の弾力的運用」、「学校の新設」、「校舎の増改築」を学校規模の適正化の方策として位置付けています。</p>

3 学校給食センター

課題	<p>現行の北部・南部学校給食センターは、築40年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じて計画的に対応する必要があります。</p> <p>また、両センターの建設後、平成21（2009）年度に文部科学省が策定した「学校給食衛生管理基準」に適合した施設整備が必要となります。</p> <p>南部学校給食センターは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域に立地しています。</p>
今後の方向性	<p>学校給食センターは、安心で安全な給食を継続的に提供するため、今後も機能を継続します。</p> <p>平成28（2016）年度に策定した「学校給食施設の整備方針」に基づき、中学校給食（市内全中学校13校）を担う新たな学校給食センターを令和4年度中の供用開始に向けPFI方式により整備します。また、新たな学校給食センターの整備に伴い、北部学校給食センターは廃止を予定していますが、既存施設の有効活用等について検討します。</p> <p>なお、「小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（令和3年8月）」の策定を踏まえ、「学校給食施設の整備方針」の見直しを行います。</p>

4 市営住宅

課題	<p>市営住宅は、住宅セーフティネットの根幹として重要な施設であることから、神奈川県と連携しながら、より住宅困窮度が高い世帯に対し、的確な供給・管理体制を構築する必要があります。</p> <p>市営住宅は、16施設のうち、築20年を経過する施設が10施設あり、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じて計画的に対応する必要があります。</p> <p>また、入居者の快適な生活を確保するためにも、居住水準や居住環境の向上への取組も求められます。</p> <p>このほか、施設の維持管理経費の削減に向けた効率的な維持管理手法を検討する必要があります。</p>
今後の方向性	<p>市営住宅は、住宅セーフティネットの根幹として重要な施設であることから、今後も必要な機能を継続します。</p> <p>「市営住宅等長寿命化計画」に基づく予防保全型の維持管理を実施するほか、必要に応じて入居者の状況を踏まえた居住環境に関する改善（高齢化に伴うバリアフリー化等）についても検討します。</p> <p>また、賃貸住宅の供給を行っている民間事業者は、建設から運営までのそれぞれの段階において様々なノウハウを有していることから、民間活力の導入についても検討します。</p> <p>建て替えに当たっては、ユニバーサルデザインなどに配慮するとともに、地域に求められる機能を併せて検討します。</p>

5 駐車場・自転車等駐車場

課題	自転車等駐車場については、各施設の利用状況や民間施設の収容状況を始め、利用者ニーズ等を踏まえた適切な維持管理・運営及び駐車台数の確保に取り組む必要があります。
今後の方向性	<p>自転車等駐車場は、駅周辺における交通の利便性を確保するための施設であり、また、駅周辺の放置自転車対策の役割を担う施設として今後も機能を継続します。</p> <p>維持管理については、計画的な予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図るほか、利用者ニーズを踏まえた管理手法を検討します。</p> <p>また、利用者の動向や駅周辺における民間施設の収容状況等を的確に把握し、新たに駐車台数の確保が必要な場合には、民間活力の活用を視野に入れ、交通事業者と連携を図りながら、効率的な取組を検討します。</p> <p>なお、中町1丁目第1自転車等駐車場については、中町第2-2地区周辺整備事業に伴い、令和3年4月をもって供用終了し、令和3年5月から供用を開始した本厚木駅南口自転車等駐車場に機能を移転しました。</p>

6 生涯学習施設

課題	<p>文化会館は、建物の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれており、老朽化状況に応じて計画的に対応する必要があります。また、各種設備についても老朽化が進んでいることから、適切に更新する必要があります。</p> <p>厚木シティプラザは、供用廃止が予定されていますが、躯体や設備の維持管理について、適切に取り組む必要があります。</p> <p>七沢自然ふれあいセンターは、計画的な施設の長寿命化を図るほか、今後の管理運営方法について検討する必要があります。</p> <p>アミューあつぎは、整備が予定される中町第2－2地区複合施設との連携を図る必要があります。</p> <p>情報プラザは、施設の利用者数が減少傾向にあるほか、周辺に駐車場を確保することが困難な状況にあります。</p>
今後の方向性	<p>生涯学習施設は、市民の学習や文化芸術などの活動拠点として、今後も必要な機能を継続します。また、効果的かつ効率的な施設運営に向け、民間活力の活用を検討します。</p> <p>個別の施設の方向性としては、文化会館は、PFI方式により長寿命化改修を実施します。</p> <p>厚木シティプラザは、中町第2－2地区に整備する図書館、(仮称)未来館、市庁舎、消防本部等からなる複合施設を整備するための方針「複合施設等整備基本計画」に基づき、現在の中央図書館及び子ども科学館の機能を移転し、建物を除却します。</p> <p>七沢自然ふれあいセンターは、民間活力を活用した効果的かつ効率的な施設運営の手法を検討します。</p> <p>情報プラザは、現在提供している機能(サービス)の必要性等について改めて検証し、施設の在り方を検討します。</p>

7 公民館

課題	<p>公民館は、1分館を含む16館のうち、築20年を経過する公民館が12館（厚木北、睦合南、愛甲、睦合北、上荻野、相川、小鮎、依知北、緑ヶ丘、玉川、南毛利、森の里）あり、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じて計画的に対応する必要があります。</p> <p>また、機能面での課題がある施設については、その対応が求められています。</p>
今後の方向性	<p>公民館は、社会教育法に基づく地域住民の学習の場であるほか、併設する地区市民センターでの住民票等の交付に加え、地域要望をお聴きするなど、地域に密着した施設であることから、今後も機能を継続します。</p> <p>また、公民館は、地域コミュニティづくりの拠点であるほか、災害時における避難所でもあることから、児童館や老人憩の家等の他の公共施設の機能を受け入れる「地域の核となる施設」として位置付け、他の公共施設との複合化等を検討します。</p> <p>機能面での課題がある施設については、建て替えを含めた対応策を検討します。</p> <p>維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p>

8 スポーツ施設

課題	<p>スポーツ施設は、各施設の利用状況を始め、老朽化や立地状況等を踏まえて、施設整備を行う必要があります。また、スポーツ広場や青少年広場については、民有地を借地し、地元住民が維持管理を行っており、施設拡充に関する要望も多いことから、施設の存続・拡充についても検討する必要があります。</p>
今後の方向性	<p>スポーツ施設は、市民の健康づくりやスポーツ活動推進の場を提供する施設として、今後も機能を継続します。</p> <p>また、スポーツ施設については、「第2次スポーツ推進計画」に基づき、既存施設の機能を維持・向上させながら、施設の適正配置を進め、総量の抑制を図ります。</p> <p>なお、厚木野球場及び水泳プールの跡地利用については、今後、「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画」に基づき検討します。</p> <p>ふれあいプラザについては、令和5年度中の供用開始に向け、PFI方式により再整備を行います。</p>

9 文化財施設

課題	<p>あつぎ郷土博物館については、適切な維持管理とコストの削減を図るための管理運営手法を検討する必要があります。</p> <p>また、平成 10（1998）年に寄贈を受けた古民家岸邸は、明治 24（1891）年に建設された建物であることから、将来にわたり郷土に伝わる貴重な文化遺産の保存と活用を図るために、適切に維持管理することが必要となります。</p>
今後の方向性	<p>文化財施設は、市の歴史遺産及び郷土の歴史、民俗等を後世に引き継いでいく施設として、今後も必要な機能を継続します。</p> <p>個別の施設の方向性としては、あつぎ郷土博物館については、効果的かつ効率的な施設運営に向け、民間活力の活用を検討します。</p> <p>古民家岸邸は、市指定文化財のため、長期的に保存できるよう、適切な維持管理を行います。</p>

10 庁舎等施設

課題	<p>庁舎等施設のうち、厚木市斎場以外の施設は、築 20 年を経過しています。また、建設から築 40 年を経過した施設が 6 施設（中町 1 丁目建物、市庁舎、戦没者慰靈堂、旧依知公民館、旧荻野公民館、道路補修事務所）あることから、施設の計画的な長寿命化や施設の建て替えについて検討を進める必要があります。</p> <p>なお、普通財産として管理している施設については、今後の在り方について検討する必要があります。</p>
今後の方向性	<p>庁舎等施設は、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図るほか、施設の適正配置を進め、総量の抑制を図ります。</p> <p>また、築 40 年が経過し、普通財産として管理している中町 1 丁目建物、旧依知公民館、旧荻野公民館については、今後の方向性を検討します。</p> <p>市庁舎は、「複合施設等整備基本計画」に基づき、図書館、（仮称）未来館、市庁舎、消防本部等で構成する複合施設として整備を進めます。</p>

11 老人憩の家

課題	<p>老人憩の家は、今後、施設利用の対象者である市民の人口が減少することが見込まれます。</p> <p>平成 20 (2008) 年度には、厚木市老人憩の家条例を改正し、高齢者を主体とした施設から地域住民が集会等のコミュニティ活動に利用することのできる施設として位置付けていますが、将来を見据えた施設の在り方を検討する必要があります。</p> <p>昭和 40 年代から 50 年代に建設された施設については、老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた計画的な対応が必要です。</p> <p>さらに、愛名老人憩の家は、土砂災害特別警戒区域に立地しています。</p>
今後の方向性	<p>老人憩の家は、高齢者の生きがいづくりを支援し、世代間交流や地域活動の促進を図る施設として、今後も機能を継続します。</p> <p>原則として、新たな施設整備は行わず、地域単位で設置されている小・中学校、公民館及び児童館との適正配置を検討し、施設総量の抑制を図ります。</p> <p>また、高齢者の増加及び児童数の減少を踏まえ、多世代交流による地域コミュニティ形成の場となるよう、施設の在り方について検討を進めます。その際は、自治会が設置している自治会館の設置状況や地域性なども考慮します。</p> <p>維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理及び適正な機能回復を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p>

12 児童館

課題	<p>児童館は、今後、施設利用の対象者である18歳未満の人口が減少することが見込まれます。</p> <p>また、児童館の利用状況については、児童館ごとに異なり、主たる利用者である小学生に加え、乳幼児とその保護者の利用が増加傾向にあるなど、利用者ニーズに対応した施設の在り方を検討する必要があります。</p> <p>児童館38館のうち、昭和40年代から50年代にかけて建設された17館については、老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた計画的な対応が必要です。</p> <p>さらに、宮の里児童館は、土砂災害特別警戒区域に立地しています。</p>
今後の方向性	<p>児童館は、児童福祉法及び条例に基づく児童厚生施設として、今後も機能を継続します。</p> <p>原則として、新たな施設整備は行わず、地域単位で設置されている小・中学校、公民館及び老人憩の家との適正配置を検討し、施設総量の抑制を図ります。</p> <p>また、児童数の減少及び高齢者の増加を踏まえ、多世代交流による地域コミュニティ形成の場となるよう、施設の在り方について検討を進めます。</p> <p>維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理及び適正な機能回復を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p>

13 福祉施設

課題	<p>老人福祉センター寿荘は、厚木シティプラザの供用廃止が予定されていることから、他の公共施設への機能移転を検討する必要があります。</p> <p>生きがいセンターは、築 30 年を経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた計画的な対応が必要です。</p> <p>保健福祉センターは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域に立地しています。</p>
今後の方向性	<p>福祉施設は、市民の健康の向上及び福祉の増進を図る施設として、今後も機能を継続します。</p> <p>個別の施設の方向性としては、老人福祉センター寿荘は、高齢者の生きがいづくり及び健康づくりの活動の場として、主に市内に居住する 60 歳以上の方が利用する施設であることから、中心市街地に立地し、市民の健康の向上及び福祉の増進を図ることを目的に設置した保健福祉センター等への機能の移転を検討します。</p> <p>生きがいセンター及び保健福祉センターについては、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p>

14 保育所

課題	<p>近年、保育所の需要は増加し続け、「待機児童の解消」、「特別保育の拡充」、「地域子育て支援の拡充」など多様化する保育ニーズへの対応が求められています。さらに、近年多発している風水害等の災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公立保育所には新たな責務が課せられているとともに、公立保育所に求められる社会的要請が高まっています。</p> <p>全ての保育所は、築30年を経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた計画的な対応が必要です。</p> <p>また、保育所については、バリアフリー法の基準に適合した整備が求められていることから、適切な対応が必要です。</p> <p>さらに、相川保育所は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域に立地しています。</p>
今後の方向性	<p>保育所は、保護者の委託を受け、保育を必要とする乳児又は幼児を保育する施設として、今後も機能を継続します。</p> <p>維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>バリアフリー法の基準への適合を含め、機能面での課題がある施設については、建て替えを含めた対応策を検討します。</p> <p>保育所については、「保育所民営化基本計画」に基づき、民営化の取組を進めてきましたが、同民営化基本計画策定以降、河川の氾濫等による激甚災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公立保育所には新たな責務が課せられているとともに、公立保育所に求められる社会的要請が高まっています。こうした状況を踏まえ、公立保育所の今後の管理運営体制について、保護者や関係者の意見を伺いながら検討を行います。</p>

15 消防署所及び器具置場

課題	消防署所及び器具置場は、市民の生命、身体及び財産を守るために重要な施設であり、消防・防災拠点として機能を維持していく必要があることから、計画的な施設の建て替え及び長寿命化に取り組む必要があります。
今後の方向性	<p>消防署所は、「消防署所適正配置計画」に基づき、厚木市消防本部管轄区域全体における2署7分署体制を継続します。また、消防・防災拠点としての機能を保持するため、計画的な予防保全による維持管理及び建て替えを検討します。</p> <p>器具置場は、地域の防災拠点としていることから、木造の建物は、耐震性に優れる鉄骨造への建て替えを進めます。</p>

16 集会施設

課題	<p>集会施設は、4施設のうち、築30年を経過する施設が3施設（白山集会所、旭町4丁目ミニディ等実施会場、岡田集会所）あり、施設の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた計画的な対応が必要です。</p> <p>また、旭町4丁目ミニディ等実施会場は、倉庫として整備された施設を転用して活用しており、今後の在り方について検討する必要があります。</p>
今後の方向性	<p>集会施設は、地域におけるコミュニティ活動を支援する施設であることから、今後も機能を継続します。</p> <p>類似の機能を有する公民館や老人憩の家等との複合化等について検討します。</p> <p>維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p>

オ 公共施設最適化実現の短期的取組（基本計画 P 123）

本計画では、当初 10 年間（平成 27（2015）～令和 6（2024）年度）における「公共建築物の施設類型別の具体的な取組内容・スケジュール」を定めていますが、これらの内容については、個別施設計画に位置付けることとします。

このため、本計画では、令和 3（2021）～14（2032）年度までの 12 年間に取り組む対象施設を位置付けるため、次のとおり修正します。

令和 3（2021）年度から令和 14（2032）年度までの 12 年間で、次の 46 施設 47 棟の整備に取り組みます。

なお、適正配置の検討や対応方針、整備スケジュールについては、個別施設計画に位置付ける第 1 期短期再編プログラムで示します。

表：令和 3（2021）年度から令和 14（2032）年度までの 12 年間で取り組む対象施設一覧

施設類型	施設数	棟数	対象施設
小・中学校	12施設	15棟	依知南小学校 中央棟、緑ヶ丘小学校 東棟・西棟、北小学校 南棟、小鮎小学校 南棟、依知小学校 体育館、厚木小学校 北棟・東棟、厚木第二小学校 西棟、清水小学校 北棟、南毛利中学校 体育館、睦合中学校 体育館、東名中学校 南棟、小鮎中学校 北棟・体育館
学校給食センター	1施設	1棟	北部学校給食センター
生涯学習施設	2施設	1棟	子ども科学館（厚木シティプラザ）、中央図書館（厚木シティプラザ）
公民館	2施設	2棟	厚木北公民館、睦合南公民館
スポーツ施設	2施設	2棟	水泳プール 更衣室・機械室・管理事務所、ふれあいプラザ
庁舎等施設	1施設	1棟	市庁舎
老人憩の家	1施設	1棟	長坂老人憩の家
児童館	6施設	6棟	三田児童館、愛甲原児童館、上荻野児童館、戸室児童館、厚木北児童館、藤塚児童館
福祉施設	1施設	（1棟）	老人福祉センター寿荘（厚木シティプラザ）
保育所	2施設	2棟	小鮎保育所、南毛利保育所
消防署所及び器具置場	16施設	16棟	厚木消防署本署、厚木消防署南毛利分署、厚木消防署相川分署、消防団第2分団第1部器具置場、消防団第2分団第2部器具置場、消防団第2分団第5部器具置場、消防団第2分団第8部器具置場、消防団第5分団第2部器具置場、消防団第5分団第3部器具置場、消防団第6分団第5部器具置場、消防団第7分団第2部器具置場、消防団第7分団第6部器具置場、消防団第7分団第9部器具置場、消防団第8分団第1部器具置場、消防団第8分団第5部器具置場、消防団第8分団第6部器具置場

カ フォローアップの実施体制等（基本計画 P 124）

フォローアップの実施体制等に、計画の推進に当たっての留意事項として予算の平準化に関する検討、行政サービスの広域連携領域の拡大を位置付けていますが、これに加え、事務の効率化や経費の削減に向けた取組を位置付けるため、次のとおり修正します。

これまで施設ごとに個別に発注してきた公共施設に係る保守点検等を一括で取りまとめて民間事業者に委託する包括管理委託について検討を進めます。

包括管理委託では、事業者に施設類型や地区等の単位で、定期点検等の業務を包括的に委託することにより、施設の点検仕様及び品質管理の向上が図られるほか、市の契約事務等を含めたトータルコストの縮減が見込まれます。

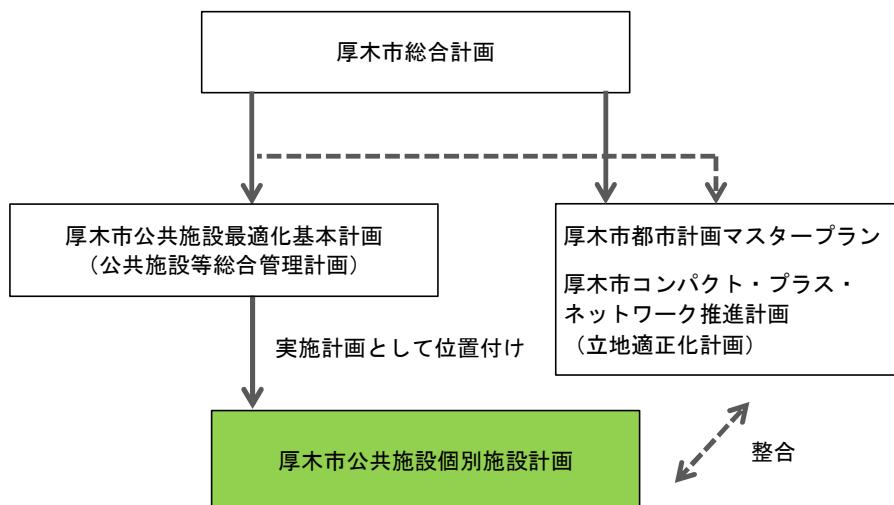
厚木市公共施設個別施設計画 概要

第1章 計画の目的と位置付け（個別施設計画 P1～4）

1 背景・目的・位置付け

- (1) 国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、「厚木市公共施設最適化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。
- (2) 基本計画に基づく適正配置を推進するため、国が策定要請をしている、個別施設ごとの今後の適正配置に向けた判断基準や優先順位、実施時期等を定める「個別施設計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。
- (3) 本計画は、最上位計画である総合計画に基づく個別計画として策定している基本計画の取組を推進するための実施計画として位置付けるものです。
- (4) 本計画の推進に当たっては、都市計画マスターplan等の関連計画との整合を図ります。

図：計画の位置付け



2 計画期間・対象施設・計画策定の類型

(1) 計画期間：令和3（2021）年度から令和36（2054）年度までの34年間

(2) 対象施設：基本計画で対象としている267施設 461棟

(3) 計画策定の類型

対象施設を市域対応施設及び地域対応施設の二つに分類し、さらに、施設の所管部署や性格から19類型に分類します。

表：市域対応施設と地域対応施設

区分	内容	該当する施設類型
市域対応施設	全市民が利用対象となる施設類型	医療施設、学校給食センター、市営住宅、駐車場・自転車等駐車場、生涯学習施設、スポーツ施設、文化財施設、庁舎等施設、福祉施設、保育所、子育て支援施設、消防署所、器具置場、集会施設
地域対応施設	地域住民が主な利用対象となる施設類型	小・中学校、公民館、老人憩の家、児童館

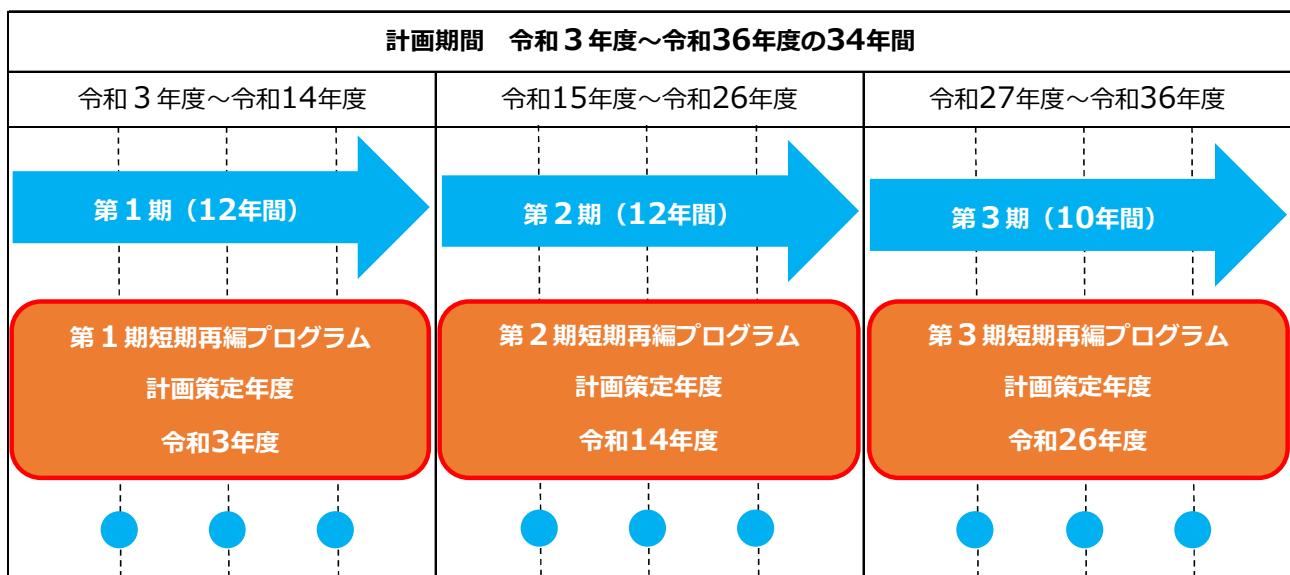
表：計画を策定する 19 の施設類型

1 医療施設	(2 施設)	11 庁舎等施設	(15 施設)
2 小学校	(23 施設)	12 老人憩の家	(42 施設)
3 中学校	(13 施設)	13 児童館	(38 施設)
4 学校給食センター	(2 施設)	14 福祉施設	(3 施設)
5 市営住宅	(16 施設)	15 保育所	(4 施設)
6 駐車場・自転車等駐車場	(9 施設)	16 子育て支援施設	(1 施設)
7 生涯学習施設	(7 施設)	※16 は一部機能であるため施設数に含まない	
8 公民館	(16 施設)	17 消防署所	(8 施設)
9 スポーツ施設	(11 施設)	18 器具置場	(52 施設)
10 文化財施設	(2 施設)	19 集会施設	(4 施設)

3 短期的取組（短期再編プログラム）

- (1) 本計画は 34 年間の計画期間となります。短期的な取組を「短期再編プログラム」として本計画に位置付けます。
- (2) 短期再編プログラムは、本計画の計画期間を 3 期に分け、適正配置の検討や対応方針、整備スケジュールなどを示します。
- (3) 総合計画及び基本計画の見直しに併せ、おおむね 3 年ごとに見直します。

図：短期再編プログラムの構成



第2章 公共建築物マネジメントの対応策（個別施設計画 P5～16）

1 目標耐用年数の設定

- (1) 公共建築物の目標耐用年数については、日本建築学会が示す「建築物の耐久計画に関する考え方」等を踏まえ、構造種別に応じた目標耐用年数を設定します。
- (2) 鉄筋コンクリート造（RC造）・重量鉄骨の鉄骨造（S造）の公共建築物については、これまで目標耐用年数としていた60年から、目標耐用年数の範囲の最長である80年にすることで、既存施設の有効活用と集中する更新時期の平準化を図ることとします。

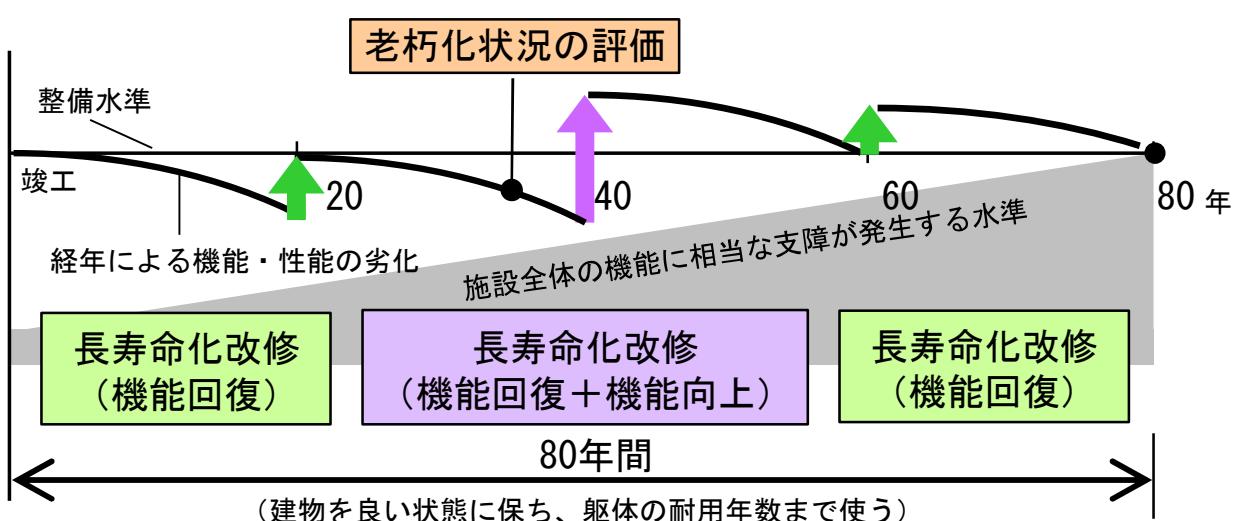
2 更新時期の設定

- (1) 更新時期については、原則、目標耐用年数とします。ただし、施設ごとに実施する老朽化状況の評価結果を始め、立地環境、課題点等を踏まえ、施設の実態に即した更新時期を設定します。
- (2) 適正配置を進める中では、目標耐用年数よりも早い段階で更新時期を設定する場合があります。

3 長寿命化改修の実施

- (1) 目標耐用年数まで安全に建物を使用することができるよう、屋上防水や外壁塗装を始めとする機能回復と、バリアフリー化や省エネ化、防災機能の強化等の機能向上のための改修工事を実施します。
- (2) 改修工事の実施に当たっては、社会の発展とともに向上する性能等や建物の今後の方向性を踏まえ、用途に応じた整備水準を設定します。

図：改修内容と整備パターン（耐用年数80年の場合）



4 施設類型ごとの今後の方向性を示すに当たっての考え方

(1) 検討の視点

ア 市域対応施設

保有資産の状況、施設配置、老朽化状況、利用状況・利用見込み、施設の維持管理に係るコストの観点から現状及び課題を把握した上で、適正配置の検討を行います。

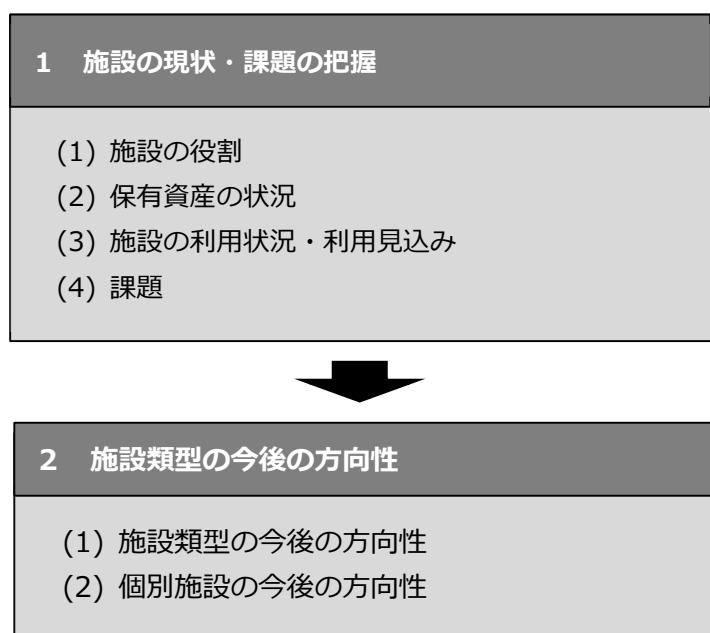
イ 地域対応施設

市域対応施設と同様に検討を行いますが、地域対応施設の特色として、地域の中に同一の施設が点在しているという状況を踏まえ、原則、次の視点に基づき適正配置の検討を行うものとします。

表：地域対応施設の検討の視点

- 1 小・中学校及び公民館については、地域コミュニティの核となる施設であることから、他の地域対応施設を受け入れる施設として位置付け、児童館、老人憩の家及び保育所との複合化について検討を行います。
- 2 児童館及び老人憩の家については、施設の集約化、複合化のほか、小・中学校及び公民館との複合化についても検討を行います。
- 3 地域対応施設の更新に当たっては、原則、更新する施設の半径1km以内にある他の地域対応施設を集約化、複合化の検討を行う対象施設（以下「適正配置検討施設」という。）として位置付け、検討を行います。なお、本計画第5章の第1期短期再編プログラムの中で、具体的な適正配置検討施設を示します。
- 4 小・中学校については、「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づく検討を踏まえ、施設の更新や適正配置の検討を行います。

(2) 検討の流れ



ア 施設の役割

施設ごとの設置目的を把握します。

イ 保有資産の状況

施設ごとの面積、建築年、構造、複合化等の状況等の基本情報、耐震状況・整備水準、老朽化の状況及び修繕履歴を把握します。

また、施設の維持管理に係るコストから、市民一人当たりのコスト及び1m²当たりのコストを把握するとともに、施設の配置状況、土砂災害警戒区域等及び洪水浸水想定区域への指定状況を把握します。

ウ 施設の利用状況・利用見込み

利用件数、利用者数の推移を把握し、経年での変化や利用件数、利用者数の変化等を把握します。

小・中学校については、児童・生徒数、学級数の変化等を把握します。

公民館、児童館及び老人憩の家については、利用件数、利用者数が同類型の平均を下回る施設等を把握します。

エ 課題

施設の役割、保有資産の状況及び利用状況・利用見込みを踏まえ、ハード面・ソフト面及び市民の利便性に対する課題を把握します。

(3) 施設類型の今後の方向性

ア 市域対応施設

(ア) 施設を目標耐用年数まで使用するための長寿命化改修及び適切な更新時期での建て替えについて方向性を示します。

(イ) 施設の建て替えや長寿命化改修の際に検討する適正規模及び適正配置の方向性を示します。

(ウ) 指定管理者制度や包括管理業務委託等を始めとしたPPP/PFI手法の導入など、施設の適切な管理運営について方向性を示します。

イ 地域対応施設

(ア) 施設を目標耐用年数まで使用するための長寿命化改修及び適切な更新時期での建て替えについて方向性を示します。

(イ) 施設の建て替えや長寿命化改修の際に検討する適正規模及び適正配置の方向性を示します。

(ウ) 指定管理者制度や包括管理業務委託等を始めとしたPPP/PFI手法の導入など、施設の適切な管理運営について方向性を示します。

(イ) 地域対応施設は、対象施設との距離（半径1km）から適正配置検討施設を抽出し、人口動向や地域の状況を踏まえた上で、適正配置の検討を進めます。

5 個別施設の今後の方向性を示すに当たっての考え方

対象施設が提供する「機能」と、所在する「建物」の二つの視点に基づいて考え方を示します。

公共施設の「機能」について		公共施設の「建物」について	
複合化	異なる機能を一つの施設に集めること。	建て替え	更新時期に合わせて建て替えを検討すること。
集約化	同一の機能を一つの施設に集めること。	長寿命化	目標耐用年数 80 年まで建物を使用することができるよう機能向上を含む長寿命化改修を計画的に実施すること。
多機能化	新たな機能を含めた複数の機能を、一つの施設に集めること。	存続	木造や鉄骨造の建物を使用すること。
継続	現在、提供している機能を継続すること。 ※他の建物への機能移転を含む。	用途変更	建物の用途をこれまでの機能から別の用途に変更し使用すること。
		廃止	建物の供用を廃止し、建物を除却又は譲渡すること。

第3章 施設類型ごとの個別施設計画（個別施設計画 P17～192）掲載例

第3章では、第2章「検討の流れ」の各項目について、施設類型ごとに掲載します。

本概要では、掲載例として、19施設類型のうち「医療施設」についてお示しします。

1 医療施設

(1) 施設の役割

施設名称	設置目的
メジカルセンター	厚木医療圏（厚木市、愛川町及び清川村）の休日・夜間における内科・小児科の一次救急医療を確保するために設置
厚木市立病院	市民の健康保持に必要な医療を提供する施設として設置

(2) 保有資産の状況

ア 施設一覧表

No	施設名称	住所	建築年度	築年数	延べ床面積(m ²)	棟数	構造	備考
1	メジカルセンター	水引 1-16-45	2005 (H17)	15	779.04	1	RC	1階 診療所 2階・3階会議室
2	厚木市立病院	水引 1-16-36	2017 (H29)	3	32,430.28	1	RC	地下1階 地上6階

※築年数は令和2（2020）年度現在

イ 耐震基準・整備水準

No	施設名称	耐震基準	整備水準
1	メジカルセンター	新耐震基準	・建設時にバリアフリー化実施済 ・災害発生に伴う停電時に必要最小限の電力を確保できるよう、平成25（2013）年に太陽光発電システム等を整備
2	厚木市立病院	新耐震基準	・建設時にバリアフリー化実施済 ・一部蛍光灯照明のLED化を計画的に実施

ウ 老朽化の状況

No	施設名称	老朽化の状況
1	メジカルセンター	・築15年が経過し、外壁部分の劣化が進行
2	厚木市立病院	・特に問題はない（平成29（2017）年度に竣工）

工 修繕履歴（長寿命化改修を含む）

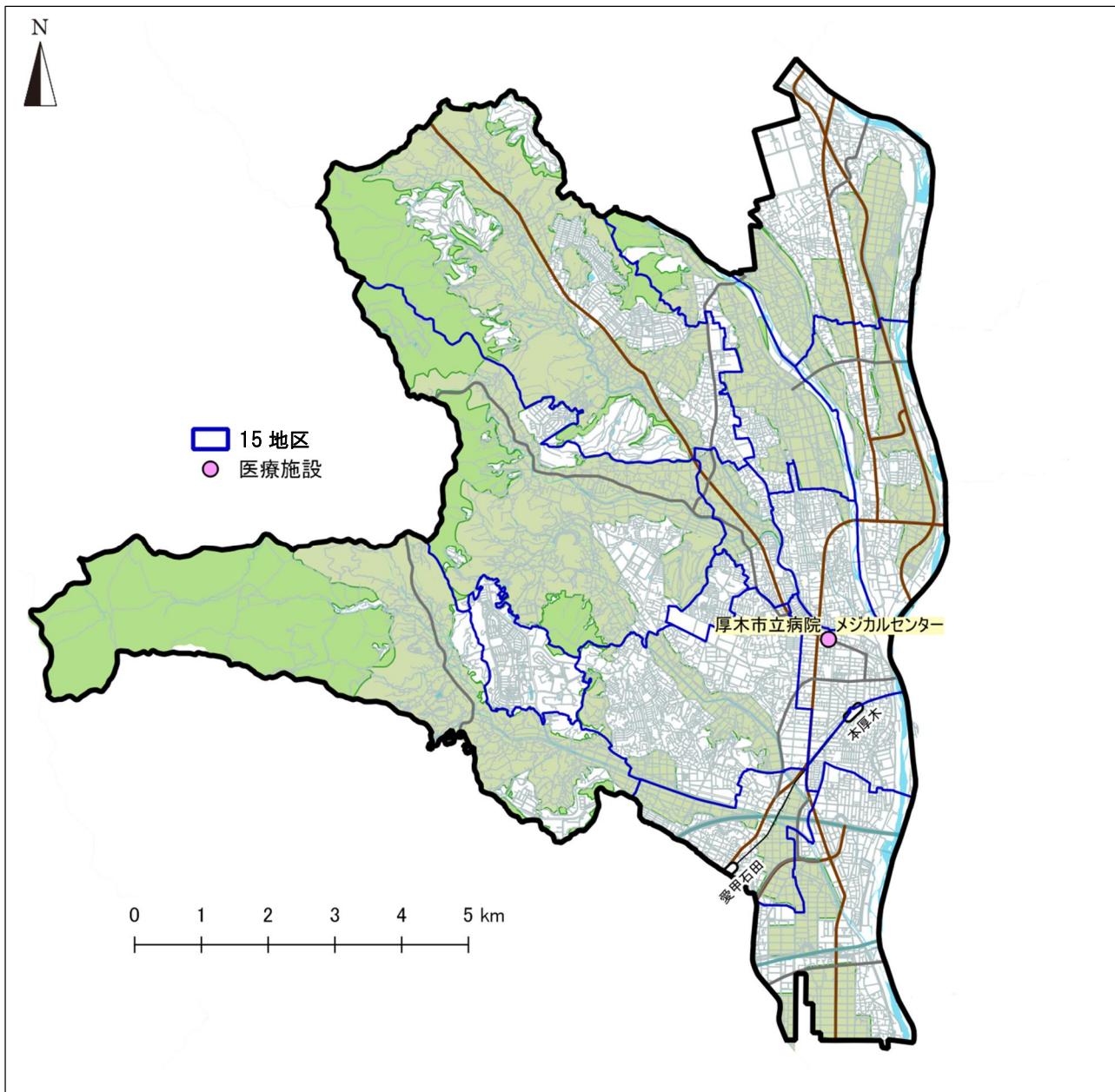
No	施設名称	修繕履歴（長寿命化改修を含む）
1	メジカルセンター	・受水槽及び空調設備（平成 27（2015）年度） ・給水ポンプユニット（令和元（2019）年度）
2	厚木市立病院	・築 20 年を目安に長寿命化改修工事を予定

オ 施設の維持管理に係るコスト

No	施設名称	維持管理コスト	市民一人当たりコスト	1 m ² 当たりコスト
1	メジカルセンター	7,343 千円	33 円	9,426 円
2	厚木市立病院	550,923 千円	2,461 円	16,988 円

※令和元（2019）年の実績による

力 施設配置図



キ 土砂災害警戒区域等及び洪水浸水想定区域への指定状況

No	施設名称	土砂災害 警戒区域等	洪水浸水 想定区域
1	メジカルセンター	—	●
2	厚木市立病院	—	●

凡例

- ◎ 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 洪水浸水想定区域

(3) 施設の利用状況・利用見込み

	施設名称	利用状況	利用見込み
1	メジカルセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の利用者数は、14,000人前後を推移 ・令和元（2019）年の利用者数は12,824人で、前年度と比較し約7%の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の利用者数は減少しているが、高齢化の進展等により、今後も同程度の利用者数が見込まれる。 ・今後も新型コロナウイルス感染症により利用者数への影響が見込まれる。
2	厚木市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の利用者数は、250,000人から270,000人を推移 ・令和元（2019）年の入院延べ患者数は92,063人で、前年度と比較し5%の減少 ・令和元（2019）年の外来延べ患者数は173,918人で、前年度と比較し3%の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年の入院・外来の延べ患者数は前年度と比較し減少しているが、高齢化の進展等により、今後も同程度の利用者数が見込まれる。

(4) 課題

No	施設名称	課題
1	メジカルセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ流行期の満車状態や災害時にテント等を設置して患者の応急処置等を実施する上で、駐車場面積が不足しています。 ・相模川等の洪水浸水想定区域に該当しており、通常の診療や災害時の医療救護活動に支障が出る可能性があります。 ・令和元年度は利用者数が減少しており、今後も新型コロナウイルス感染症の影響により、減少が見込まれます。
2	厚木市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・相模川等の洪水浸水想定区域に該当しており、通常の診療や災害時の医療救護活動に支障が出る可能性があります。 ・維持管理に係る委託内容を検討し、効率的な施設管理に取り組むことが必要です。

(5) 施設類型の今後の方向性

医療施設の方向性		
<p>医療施設であるメジカルセンター及び厚木市立病院は、市民生活に不可欠な医療を担う中核的な施設です。そのため、メジカルセンターは、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。市立病院は、平成29（2017）年度に病院の建て替えが完了しました。今後は災害拠点病院としての機能を確保するために、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。また、近年の台風や集中豪雨などの被害を踏まえ、市立病院の浸水対策を講じます。</p>		
建て替え・長寿命化	適正規模・適正配置	管理運営
・目標耐用年数に応じた計画的な予防保全型の維持管理を実施します。		・適切な維持管理によるコスト削減を図ります。

(6) 個別施設の今後の方向性

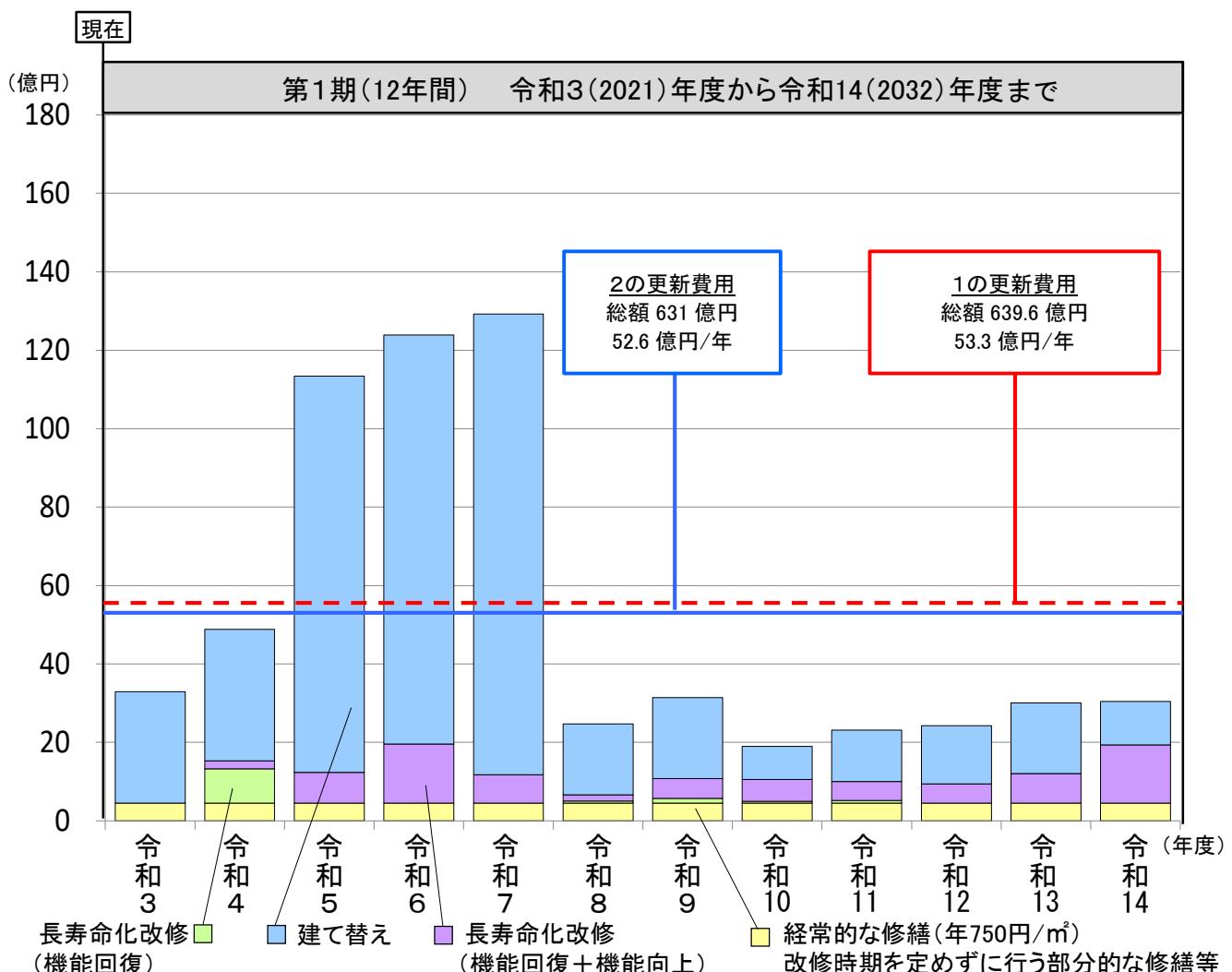
No	施設名	今後の方向性 (第1期短期再編プログラムの期間中)				実施時期		
		機能	建物	1期	2期	3期		
1	メジカルセンター	継続	長寿命化	現在、施設で提供している機能を継続し、計画的な機能回復などの長寿命化改修を実施する。			<input checked="" type="checkbox"/>	
2	市立病院	継続	長寿命化	現在、施設で提供している機能を継続し、計画的な機能回復などの長寿命化改修を実施する。				

※ 建て替えは○、長寿命化改修（機能回復+機能向上）は□で記入している。

第4章 施設類型ごとの方向性を踏まえた今後の更新・維持管理費用 (個別施設計画 P193~198)

- 1 第1期短期再編プログラムの期間中における公共建築物の建て替え及び長寿命化改修に係る費用を試算すると、12年間で639.6億円（年平均53.3億円）の更新・維持費用が見込まれます。
- 2 仮に、公共建築物の建て替えの際に、複合化、集約化及び多機能化の適正配置の取組を実施した場合、12年間の更新・維持費用は631億円（年平均52.6億円）となります。
- 3 また、国県等の補助制度の積極的な活用による特定財源の確保や民間活力の活用等に取り組むことで、12年間の更新・維持管理費用に必要な財源を確保します。
- 4 こうした取組により、第1期短期再編プログラムの期間中に予定している公共建築物の建て替え等を着実に実施します。

第1期短期再編プログラムに基づき複合化等を行い、
長寿命化改修の実施時期を総合的に判断した場合のコストシミュレーション



第5章 第1期短期再編プログラム（個別施設計画 P199～299）

1 第1期短期再編プログラムの対象施設

第1期短期再編プログラム（以下「第1期」という。）に位置付ける対象施設は、基本計画の短期的な取組に位置付ける次の46施設47棟とします。

1 第1期で更新時期（目標耐用年数）を迎える施設

- (1) 目標耐用年数を60年とする、昭和46（1971）年以前に建築された
鉄筋コンクリート造の建築物 13施設 16棟

- (2) 目標耐用年数を60年とする木造の建築物 6施設 6棟

2 目標耐用年数より前に更新時期を設定する施設

- (1) 施設整備の方向性が示されている建築物 21施設 20棟

- (2) 複合施設等整備に関連する建築物 1施設（1棟）

- (3) 施設の機能面に課題がある建築物
(バリアフリー、必要な諸室の不足) 4施設 4棟

- (4) 施設の立地環境に課題がある建築物
(施設周辺の交通環境) 1施設 1棟

2 第1期短期再編プログラムの対象施設詳細

(1) 第1期で更新時期（目標耐用年数）を迎える施設

ア 目標耐用年数を60年とする、昭和46（1971）年以前に建築された鉄筋コンクリート造の建築物 13施設 16棟

区分No.	棟No.	施設名称・建物名	建築年度	築年数 (R3.3.31現在)	更新時期 (年度)	構造	関連施設	適正配置検討施設	
1	1	依知南小学校 中央棟	1964 (S39)	56	2024 (R6)	R C	・西棟 ・東棟 ・体育館 ・調理場	・中依知児童館 ・下依知老人憩の家 ・金田老人憩の家	
	2	緑ヶ丘小学校 東棟	1965 (S40)	55	2025 (R7)	R C	・南棟 ・体育館 ・調理場	・王子児童館 ・緑ヶ丘児童館 ・緑ヶ丘老人憩の家 ・林老人憩の家 ・戸室老人憩の家	
	3	緑ヶ丘小学校 西棟	1970 (S45)	50	2030 (R12)	R C		・藤塚児童館 ・下川入児童館 ・山際老人憩の家 ・藤塚老人憩の家	
	4	北小学校 南棟	1966 (S41)	54	2026 (R8)	R C	・西棟 ・北棟 ・体育館 ・調理場	・小駄中学校 ・古松台児童館 ・飯山中部児童館 ・下古沢老人憩の家 ・上古沢老人憩の家 ・日枝老人憩の家 ・小駄保育所	
	5	小鮎小学校 南棟	1967 (S42)	53	2027 (R9)	R C	・中央棟 ・北棟 ・体育館 ・便所棟 ・調理場	・山際児童館 ・山際南部老人憩の家 ・長坂老人憩の家 ・関口老人憩の家	
	6	依知小学校 体育館	1969 (S44)	51	2029 (R11)	R C	・校舎棟 ・特別教室棟 ・調理場	半径1km以内に立地している地域対応施設は、単独での建て替えが決定していることから、単独での建て替えを行います。	
	7	厚木小学校 北棟	1969 (S44)	51	2029 (R11)	R C	・南棟 ・体育館 ・調理場		
	8	厚木小学校 東棟	1970 (S45)	50	2030 (R12)	R C			
	9	厚木第二小学校 西棟	1970 (S45)	50	2030 (R12)	R C	・東棟 ・北棟（調理場） ・体育館	・厚木南児童館 ・ひまわり児童館 ・厚木南老人憩の家	
	10	清水小学校 北棟	1971 (S46)	49	2031 (R13)	R C	・南棟 ・東棟 （体育館併用） ・調理場	・妻田児童館 ・及川児童館 ・及川老人憩の家 ・妻田西老人憩の家 ・三田老人憩の家	
	11	南毛利中学校 体育館	1967 (S42)	53	2027 (R9)	R C	・南棟 ・中央棟 ・北棟	・戸室児童館 ・温水・恩名児童館 ・戸室老人憩の家 ・温水・恩名老人憩の家	
	12	睦合中学校 体育館	1968 (S43)	52	2028 (R10)	R C	・北棟 ・南棟	・三田児童館 ・荻野新宿児童館 ・荻野新宿老人憩の家	
	13	東名中学校 南棟	1969 (S44)	51	2029 (R11)	R C	・北棟 ・体育館	・愛甲児童館 ・片平老人憩の家 ・愛甲老人憩の家 ・船子老人憩の家	
	14	小鮎中学校 北棟	1970 (S45)	50	2030 (R12)	R C	・東棟 ・中央棟 ・西棟 ・南棟	・小駄中学校 ・古松台児童館 ・飯山中部児童館 ・下古沢老人憩の家 ・上古沢老人憩の家 ・日枝老人憩の家 ・小駄保育所	
	15	小鮎中学校 体育館	1971 (S46)	49	2031 (R13)	R C		・厚木シティプラザ (中央図書館) ・厚木シティプラザ (子ども科学館)	
	16	市庁舎 本庁舎	1971 (S46)	49	2025 (R7)	R C	—	60 / 77	

イ 目標耐用年数を 60 年とする木造の建築物 6 施設 6 棟

区分 No.	棟 No.	施設名称・建物名	建築年度	築年数 (R3.3.31 現在)	更新時期 (年度)	構造	関連施設	適正配置検討施設
2	1	水泳プール (更衣室・機械室・ 管理事務所)	1963 (S38)	57	2023 (R5)	W	—	・ふれあいプラザ
	2	三田児童館	1966 (S41)	54	2026 (R8)	W	—	・三田小学校 ・睦合中学校 ・睦合北公民館
	3	愛甲原児童館	1971 (S46)	49	2031 (R13)	W	—	・愛甲小学校 ・愛甲公民館
	4	上荻野児童館	1972 (S47)	48	2032 (R14)	W	—	・荻野公民館上荻野分館 ・上荻野小学校
	5	戸室児童館	1972 (S47)	48	2032 (R14)	W	—	・戸室小学校 ・厚木小学校 ・南毛利中学校 ・厚木中学校 ・吾妻町児童館 ・戸室老人憩の家
	6	長坂老人憩の家	1970 (S45)	50	2030 (R12)	W	—	・依知小学校 ・関口老人憩の家 ・山際南部老人憩の家 ・山際児童館

(2) 目標耐用年数より前に更新時期を設定する施設

ア 施設整備の方向性が示されている建築物

21 施設 20 棟

区分 No.	棟 No.	施設名称・建物名	建築年度	築年数 (R3.3.31現在)	更新時期 (年度)	構造	関連施設	適正配置検討施設
3	1	北部学校給食センター	1973 (S48)	47	2022 (R 4)	R C	—	「厚木市学校給食施設の整備方針」に基づき、単独での建て替えを行います。
	2-1	厚木シティプラザ (中央図書館)	1984 (S59)	36	2025 (R 7)	S R C	—	・本庁舎 ・厚木シティプラザ (子ども科学館)
	2-2	厚木シティプラザ (子ども科学館)	1984 (S59)	36	2025 (R 7)	S R C	—	・本庁舎 ・厚木シティプラザ (中央図書館)
	3	厚木北公民館	1974 (S49)	46	2024 (R 6)	R C	—	「厚木市立厚木北公民館建て替えに関する整備方針」に基づき、単独での建て替えを行います。
	4	ふれあいプラザ	1990 (H 2)	30	2023 (R 5)	R C	—	・水泳プール
	5	厚木北児童館	1982 (S57)	38	2021 (R 3)	R C	—	「厚木北児童館再整備に関する基本方針」に基づき、単独での建て替えを行います。
	6	厚木消防署南毛利分署	1978 (S53)	42	2021 (R 3)	R C	—	・消防団第7分団第6部 器具置場
	7	厚木消防署相川分署	1981 (S56)	39	2021 (R 3)	R C	—	「厚木市消防署所適正配置計画」に基づき、単独での建て替えを行います。
	8	消防団第7分団第2部 器具置場	1984 (S59)	36	2021 (R 3)	W	—	迅速な対応が必要となる消防 団の活動拠点であることから、 単独での建て替えを行います。
	9	消防団第7分団第6部 器具置場	1987 (S62)	33	2021 (R 3)	S	—	・厚木消防署南毛利分署
	10	消防団第2分団第1部 器具置場	1986 (S61)	34	2022 (R 4)	W	—	迅速な対応が必要となる消防 団の活動拠点であることから、 単独での建て替えを行います。
	11	消防団第8分団第6部 器具置場	1986 (S61)	34	2023 (R 5)	W	—	
	12	消防団第5分団第3部 器具置場	1985 (S60)	35	2024 (R 6)	W	—	
	13	消防団第8分団第1部 器具置場	1984 (S59)	36	2025 (R 7)	W	—	
	14	消防団第2分団第5部 器具置場	1985 (S60)	35	2026 (R 8)	W	—	
	15	消防団第2分団第8部 器具置場	1986 (S61)	34	2027 (R 9)	W	—	
	16	消防団第6分団第5部 器具置場	1984 (S59)	36	2028 (R 10)	W	—	
	17	消防団第5分団第2部 器具置場	1986 (S61)	34	2029 (R 11)	W	—	
	18	消防団第8分団第5部 器具置場	1986 (S61)	34	2030 (R 12)	W	—	
	19	消防団第2分団第2部 器具置場	1984 (S59)	36	2031 (R 13)	W	—	
	20	消防団第7分団第9部 器具置場	1987 (S62)	33	2032 (R 14)	W	—	

※中央図書館及び子ども科学館については、厚木シティプラザ内の施設であるため、一棟として扱います。

イ 複合施設等整備に関する建築物

1 施設 (1 棟)

区分 No.	棟 No.	施設名称・建物名	建築年度	築年数 (R3.3.31現在)	更新時期 (年度)	構造	関連施設	適正配置検討施設
4	1	厚木シティプラザ (老人福祉センター寿荘)	1984 (S59)	36	2026 (R8)	SRC	—	・保健福祉センター

※老人福祉センター寿荘については、厚木シティプラザ内の一施設であるため、棟数には含めません。

ウ 施設の機能面に課題がある建築物

4 施設 4 棟

(バリアフリー、必要な諸室の不足)

区分 No.	棟 No.	施設名称・建物名	建築年度	築年数 (R3.3.31現在)	更新時期 (年度)	構造	関連施設	適正配置検討施設
5	1	厚木消防署本署	1972 (S47)	48	2027 (R9) ～ 2032 (R14)	RC	—	「厚木市消防署所適正配置計画」に基づき、単独での建て替えを行います。
	2	小鮎保育所	1975 (S50)	46	2022 (R4)	S	—	・小鮎小学校 ・小鮎中学校
	3	南毛利保育所	1974 (S49)	46	2027 (R9) ～ 2028 (R10)	S	—	周辺に類似施設がないことから、単独での建て替えを行います。
	4	睦合南公民館	1980 (S55)	40	2027 (R9) ～ 2032 (R14)	RC	—	・妻田児童館 ・妻田東児童館 ・妻田東老人憩の家 ・妻田西老人憩の家 ・三田老人憩の家

工 施設の立地環境に課題がある建築物

1 施設 1 棟

(施設周辺の交通環境)

区分 No.	棟 No.	施設名称・建物名	建築年度	築年数 (R3.3.31現在)	更新時期 (年度)	構造	関連施設	適正配置検討施設
6	1	藤塚児童館	1977 (S52)	43	2027 (R9) ～ 2032 (R14)	W	—	・北小学校 ・上依知小学校 ・藤塚中学校 ・依知北公民館 ・上依知児童館 ・藤塚老人憩の家 ・山際老人憩の家 ・上依知老人憩の家

3 第1期短期再編プログラムに位置付ける内容（掲載例）

本概要では、掲載例として、第1期に位置付ける対象施設のうち「依知南小学校」についてお示しします。

No. 1 - 1 依知南小学校

主管部：教育総務部

関連部：福祉部、こども未来部

1 第1期対象施設等

(1) 第1期対象施設

目標耐用年数を60年とする、昭和46（1971）年以前に建築された鉄筋コンクリート造の建築物

施設名称	建物名	建築年度	築年数	更新時期	構造	延べ床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	備考(配置状況)
依知南小学校	中央棟	1964(S 39)	56	2024(R 6)	RC	1,904.00	21,161.00	

(2) 関連する施設

施設名称	建物名 (目標耐用年数)	建築年度	築年数	更新時期	構造	延べ床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	備考 (配置状況)
依知南小学校	西棟 (60)	1974(S 49)	46	2034(R 16)	RC	1,614.00	21,161.00	圧縮強度が13.5N/mm ² 未満の建築物
	東棟 (80)	1979(S 54)	41	2059(R 41)	RC	1,825.00		
	体育館 (80)	1983(S 58)	37	2063(R 45)	S	956.00		
	調理場 (80)	2007(H 19)	13	2087(R 69)	RC	397.00		

2 第1期対象施設の配置状況（対象施設から半径1km以内に立地している施設）



3 適正配置検討施設

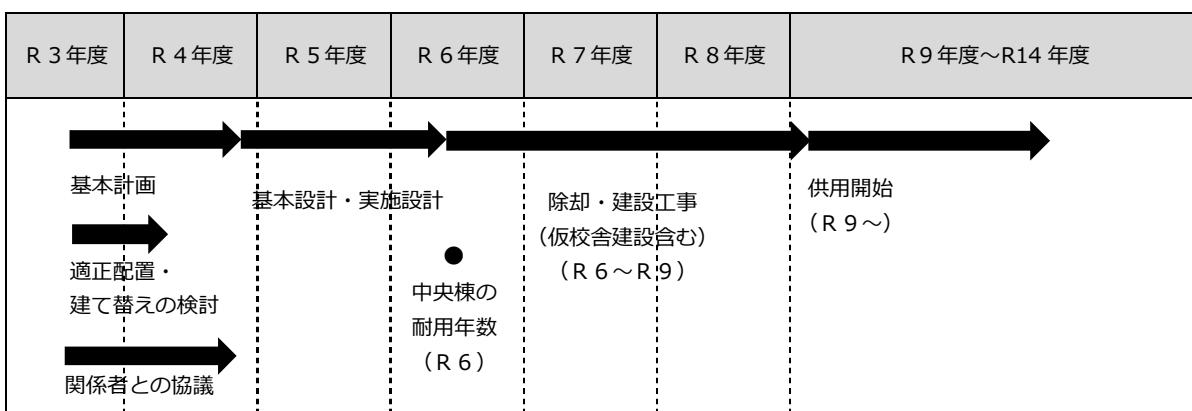
第1期対象施設の建て替えを検討する中で、次の施設との適正配置（複合化、集約化等）を検討します。

施設名称 (目標耐用年数)	建築 年度	築年数	更新 時期	構造	延べ床 面積 (m ²)	敷地 面積 (m ²)	備考 (配置状況)
中依知児童館（60）	1989 (H 1)	31	2049 (R 31)	S	215.64	730.00	
下依知老人憩の家（60）	1988 (S 63)	32	2048 (R 30)	W	161.80	261.86	
金田老人憩の家（60）	1977 (S 52)	43	2037 (R 19)	W	128.36	383.81	

4 第1期対象施設の対応方針

- (1) 依知南小学校中央棟は令和6（2024）年度に更新時期（目標耐用年数）を迎えることから、児童及び学級数将来推計を踏まえた適正規模での建て替えを行います。
- (2) 依知南小学校中央棟の建て替えの検討に当たっては、関連する施設の老朽化状況の評価結果や児童及び学級数将来推計を踏まえ、関連する施設との一体的な建て替えについて検討を行うとともに、適正配置検討施設との適正配置（複合化、集約化等）を検討します。
- (3) 「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（令和3（2021）年度策定）」及び「厚木市立小・中学校施設整備指針（令和3（2021）年度策定）」を踏まえ、建て替えスケジュール、建て替えコスト及び学校運営に与える影響等を調査・整理し、児童の保護者や関係者、地域の皆様と十分な協議を進めながら、建て替えに係る基本計画を策定した上で、計画的な建て替えを行います。

5 取組スケジュール



※ 今後の検討状況によって、取組内容が変更になる可能性があります。

案件(5)

これまでの取組と振り返り

公共施設最適化基本計画における取組評価

1 取組評価について

(1) 公共施設最適化基本計画について

公共施設最適化基本計画(平成 27(2015)年3月策定、令和4(2022)年2月改定。以下「基本計画」という。)では、平成 27(2015)年度からの40年間に、公共建築物の維持管理等費用に対して不足する財源約422億円を解消することを目標としました。

この目標の実現のため、利用者の状況に応じた適正な規模での更新の他、複合化や統廃合、統廃合による余剰施設や利用の見込みのない市有地の売却、特定財源の確保、長寿命化による更新時期の平準化等、多様な取組を実施していくこととしました。

(2) 評価の視点と考え方

本評価は、基本計画策定から10年が経過した現時点における取組状況を把握するために実施するものです。基本計画に記載した各取組について、進捗状況や成果と課題を確認します。

なお、記載した取組は主に着手済み(事業中)又は事業完了の業務であり、本市ではこれ以外にも多くの施設改修や更新事業を実施しています。

また、基本計画は令和37(2055)年までであることから、今後も引き続き、評価を踏まえた各種取組を進め、目標の実現を図ってまいります。

図 財源不足解消のための多様な取組



2 取組評価結果

基本計画において計画した目標実現のための各取組について、これまで実施した内容と課題、及び今後の方向性等についてまとめます。

(1) 取組項目ごとの進捗

ア 適正な規模での更新、複合化・統廃合、市有地の売却、廃止

(ア) 実施内容

- ・施設の複合化については、児童館や老人憩の家、公民館、消防署所、器具置場、福祉施設、生涯学習施設、文化財施設、社会教育施設、庁舎等施設で実施しました。
- ・市有地の売却については、平成 27(2015)年以降、件数では 12 件、計 4 億円を超える市有地の売却を行いました。
- ・施設の廃止については、適正配置の取組により、保健センターや水泳プール等を廃止し、平成 27(2015)年以降の累計は、総延べ床面積約 4,300 m²に上ります。

表 複合施設として整備した施設

施設類型	複合化した施設名	建設年度
生涯学習施設	アミューあつぎ (あつぎ市民交流プラザ)	平成 5(1993)※1
福祉施設	老人福祉センター寿荘	平成 27(2015)※2
公民館、器具置場	厚木南公民館・ 消防団第 1 分団第 2 部 器具置場	平成 29(2017)
福祉施設	保健福祉センター	平成 29(2017)※3
児童館、老人憩の家	金田児童館・ 金田東老人憩の家	平成 30(2018)
文化財施設	あつぎ郷土博物館	平成 30(2018)
消防署所、器具置場	厚木消防署南毛利分署・ 消防団第 7 分団第 6 部 器具置場	令和 3(2021)
庁舎等施設	複合施設あつめき	令和 9(2027) 供用開始予定

※1 平成 26(2014)年度に複合施設として供用開始

※2 厚木シティプラザに複合化による機能移転

※3 総合福祉センターと保健センターを複合化し、
新たに保健福祉センターとして供用開始

表 売却金額と売却件数

年度	売却金額	売却件数
平成 27(2015)	52,980,000 円	2 件
平成 30(2018)	3,651,277 円	1 件
令和 2 (2020)	226,044,800 円	2 件
令和 3 (2021)	5,429,109 円	1 件
令和 4 (2022)	37,631,777 円	3 件
令和 5 (2023)	12,020,000 円	1 件
令和 6 (2024)	94,050,000 円	2 件

表 廃止施設及び面積

年度	施設名	面積
平成 27(2015)	老人福祉センター寿荘	延べ床面積 872.55 m ² ※
平成 29(2017)	保健センター	延べ床面積 1,161.87 m ²
令和元(2019)	荻野埋蔵文化財展示・収蔵室	延べ床面積 577.58 m ²
令和 3 (2021)	中町 1 丁目 第 1 自転車等駐車場・ 第 2 自転車等駐車場	敷地面積 2,941.00 m ²
		延べ床面積 7.00 m ²
令和 5 (2023)	水泳プール	敷地面積 1,724.00 m ²
		延べ床面積 128.00 m ²
令和 6 (2024)	本厚木駅高架下旭町自 転車駐車場	敷地面積 602.80 m ²
		延べ床面積 460.07 m ²
令和 7 (2025)	本厚木駅高架下泉町自 転車駐車場	敷地面積 564.43 m ²
		延べ床面積 345.50 m ²
	情報プラザ	延べ床面積 688.27 m ²
	旭町 4 丁目ミニディ等 実施会場	敷地面積 199.86 m ²
		延べ床面積 72.83 m ²

※ 厚木シティプラザに複合化による機能移転

(1) 課題と今後の取組方向性

- ・施設の複合化については、庁舎等施設や福祉施設を始めとする施設類型で実現しました。
- ・市有地の売却についてもこれまで計画的に取組を進めてきました。
- ・施設の統廃合や廃止については、引き続き、地域への影響や民間需

要等を考慮に入れながら、時期を捉えて計画的な取組を進めていきます。

- ・人口減少や少子化等により、施設の利用率や利用層の変化が見込まれることから、地域の実情に応じた施設の複合化や集約化を進めてまいります。

イ 国・県との連携

(ア) 実施内容

- ・複合施設あつめきにおいて、国・県の行政機関の入居が予定されており、着実な連携が図られています。

(イ) 課題と今後の取組方向性

- ・複合施設あつめきは、国・県・市が入居する複合施設で、全国的にも例の少ない取組です。また、連携により延べ床面積の縮減が図られ、関係機関との連携成果が見込まれています。
- ・令和元（2019）年度に神奈川県が設置した公共施設等マッチング連絡会議での連絡調整を通じて、今後も国・県等との連携による取組を進めてまいります。

ウ 特定財源の確保

(ア) 実施内容

- ・複合施設あつめきの建設を始め、小・中学校や市営住宅等の大規模改修や更新において国・県等の補助制度を活用し、特定財源の確保に努めてきました。

(イ) 課題と今後の取組方向性

- ・引き続き、国・県等の補助制度を積極的に活用し、本市の財政負担の縮減に努めます。

エ 民間への移譲

(ア) 実施内容

- ・市立保育所2園の民営化を行いました。

表 民営化した保育所

年度	施設名	延べ床面積
平成 27(2015)	もみじ保育所	740.84 m ²
平成 30(2018)	厚木保育所	940.87 m ²

(イ) 課題と今後の取組方向性

- ・施設の利用状況や将来需要、民間事業者の参入可能性等を踏まえ、個別の検討を行うこととします。なお、保育所については、市立保育所に求められる社会的要請・市民ニーズに積極的に対応するため、民間保育施設と十分な連携を図りながら、今後は市立保育所を存続させます。

オ 民間活力の導入

(ア) 実施内容

- ・北部学校給食センター及びふれあいプラザの再整備、文化会館の長寿命化改修をPFI事業で実施するなど、民間活力を導入した取組を進めてきました。
- ・また、荻野運動公園や厚木中央公園地下駐車場等の利用料金を徴収する施設は、指定管理者制度による管理運営を行い、施設利用者の利用満足度の高いサービスの提供に努めてきました。

(イ) 課題と今後の取組方向性

- ・民間事業者との更なる連携を推進し、公共施設におけるサービス水準の維持と業務の効率化を進めています。
- ・また、他自治体の先進事例等、民間事業者との連携手法について調査研究を行い、本市の今後の施設展開につなげてまいります。

カ 適正な受益者負担の導入

(ア) 実施内容

- ・社会経済情勢の変化に伴う公共施設の維持管理費の上昇等を踏まえ、公の施設の使用料の見直しを行い、適正な受益者負担の実施に向け、3年ごとに検討を行ってきました。
- ・こうした取組を踏まえ、令和7(2025)年7月及び10月に一部公共施設で使用料を改定しました。

(イ) 課題と今後の取組方向性

- ・物価上昇や制度変更等の社会経済情勢の変化を踏まえ、隨時見直しを行います。

キ 長寿命化による更新時期の平準化

(ア) 実施内容

- ・小・中学校や市営住宅を始めとする全ての公共施設を対象に、老朽化した施設の長寿命化改修を計画的に進めてきました。

表 長寿命化計画に基づく取組実績

年度	主な長寿命化改修工事
令和2(2020)	及川球技場観覧場A B棟外壁防水改修工事 睦合中学校北棟校舎外壁・屋上改修工事
令和3(2021)	上向原ハイツB棟外壁屋根改修工事 小鮎公民館外壁屋上改修工事
令和4(2022)	上向原ハイツA棟外壁・屋根改修工事 依知北公民館外壁・屋根改修工事
令和5(2023)	七沢自然ふれあいセンタープレイホール 長寿命化改修(機能回復)工事 富士見町団地外壁・屋上防水改修工事
令和6(2024)	愛甲小学校受変電設備改修工事 玉川小学校受変電設備改修工事

(1) 課題と今後の取組方向性

- ・施設の老朽化の進行度は、築年数が同程度であっても、施設の特性や利用状況等により異なることがあります。また、施設類型により、将来的な利用ニーズも変動する可能性があります。
- ・限られた財源でこのような状況に対応するため、対象となる施設の劣化状況や需要動向等を把握し、長寿命化改修の優先順位付け、適切な整備水準の設定等の対応が求められます。
- ・今後は、建築職等の技術職員の人員確保が困難になることを始め、建築工事費の上昇や高止まりが見込まれる中、限られた財源での最適な優先順位付けができるよう、体制確保や対応手法に工夫を講じてまいります。

(2) 公共施設の総延べ床面積の推移

- ・平成27(2015)年度の基本計画策定時と比較すると、福祉施設や保育施設では減少したものの、学校教育施設、学校給食施設、市営住宅、市民施設、社会教育施設、防災施設等では増加したことから、公共施設の総延べ床面積は約1.7万m²増加しました。
- ・今後においても、人口減少・少子高齢化の進展や市民ニーズの変化等を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、適正な公共施設の総量となるよう管理に努めていきます。

表 施設類型別の延べ床面積と推移

施設類型	平成 27(2015) 年度	令和 7(2025) 年度	差分 (m ²)
医療施設	33,209.32	33,209.32	0.00
学校教育施設 小・中学校	271,414.00	274,999.00	3,585.00
学校給食施設 学校給食センター	3,460.25	7,448.79	3,988.54
市営住宅	28,354.96	32,182.74	3,827.78
市民施設 ①駐車場・自転車等 駐車場 ②生涯学習施設	80,764.26	84,740.91	3,976.65
社会教育施設 ①公民館 ②スポーツ施設 ③文化財施設	60,565.41	63,006.17	2,440.76
庁舎等施設	27,050.73	27,104.53	53.80
福祉施設 ①老人憩の家 ②児童館 ③福祉施設	30,604.87	29,704.86	▲900.01
保育施設 ①保育所 ②子育て支援施設	4,350.70	2,970.31	▲1,380.39
防災施設 ①消防署所 ②器具置場	10,952.72	12,338.86	1,386.14
集会施設	655.38	655.38	0.00
合計	551,382.60	568,360.87	16,978.27

(3) まとめ

ア 主な取組成果

平成 27(2015)年度に基本計画を策定してからの 10 年間、目標実現のための各取組について、一定の実績を積み重ねてきました。

施設の複合化については、これまで児童館や老人憩の家、公民館等を中心に 8 施設で計画に基づく取組を実現しました。

市有地の売却については、件数で 12 件、総額約 4.3 億円の売却を行い、施設の適正配置と連動した財源確保の取組として、継続的に実施してきました。

施設の廃止については、老朽化や利用状況を踏まえ、総延べ床面積で約 4,300 m²に及ぶ施設を廃止しました。

民間移譲については、市立保育所 2 園の民営化を行いました。

施設の長寿命化については、小・中学校、市営住宅等を中心に、毎年度、計画的に改修工事を実施しており、更新時期の平準化に向けた取組を進めてきました。

表 平成 27 (2015) 年度からの 10 年間における主な取組成果

項目	主な定量的取組成果
施設の複合化	複合化施設数：8 施設
市有地の売却	売却件数：12 件 売却総額：約 4.3 億円
施設の廃止	廃止施設数：9 施設 総延べ床面積：約 4,300 m ²
民間移譲	移譲施設数：市立保育所 2 園 総延べ床面積：約 1,680 m ²

イ 今後の課題

これまでの取組により、公共施設の複合化や集約化、市有地の売却、民間活力の導入など、公共施設の適正配置において一定の成果を上げてきました。また、施設の廃止や市有地の売却により、維持管理コストの縮減と財源確保に一定の効果が見られました。さらに、保育所の民営化や指定管理者制度の導入など、民間活力の導入も進み、市民サービスの質向上と運営効率化も図られています。

一方で、施設の複合化や集約化については、現段階では一部の施設に限られています。また、これまでの 10 年の期間では、公共施設の総延べ床面積は増加しています。

今後は、これまでの取組を継続しながら、地域の実情や将来的な需要

の変化、民間需要等を踏まえ、質の高い公共施設サービスの提供と効率的な行政運営とともに実現するべく、更なる公共施設マネジメントに努めていく必要があります。